



年次	耕地面積 (ヘクタール)	收穫高 (カバン)	價額(ペソ)	平均 價格 (ヘクタール當りペソ)	平均 收穫 高 (ヘクタール當りカバン)
一九三四	11,000,000	53,100,100	10,770,300	5.7	3.6
一九三五	11,920,000	58,800,100	9,770,000	5.7	3.3
一九三六	12,000,000	59,300,000	11,300,000	6.0	3.3
一九三七	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九三八	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九三九	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九四〇	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2

比律賓の農業に於て見られる重要な特徴の1は、對米依存性の過度による農業生産の著しい偏倚である。即ち、米國市場に於ける採算有利に引きづられ、比律賓民族の主食物たる米、玉蜀黍の生産を輕視し、輸出作物たるココ椰子、甘蔗、麻、煙草を重視したため、この四種の作物の占める栽培面積は比律賓全面積の70%以上に達してゐる。それ故、比律賓經濟が米國依存性を廢棄した場合、忽ちに農業經濟の矛盾が國民經濟の死命を制し得るのであり、形式的なる比律賓獨立はこの農業に於ける矛盾を解決するに非ざれば、一片の空手形に終るものである。大東亞戰爭勃發前に於ける比島有識者の憂惧した最大の問題はこゝにあつた。しかし、我が國を指導者とする大東亞共榮團の成立によりこの矛盾解決の大道が見出され、大東亞共榮團の一環として更生すべく着々とその施策が行はれてをり、今や比律賓の農業はそのあるべき正當なる地位につきつゝある。

年次	耕地面積 (ヘクタール)	收穫高 (カバン)	價額(ペソ)	平均 價格 (ヘクタール當りペソ)	平均 收穫 高 (ヘクタール當りカバン)
一九三五	11,920,000	58,800,100	9,770,000	5.7	3.3
一九三六	12,000,000	59,300,000	11,300,000	6.0	3.3
一九三七	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九三八	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九三九	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2
一九四〇	12,000,000	58,100,000	11,600,000	6.0	3.2



甘

一九三七	六三六六	三、七〇〇、四一〇	五六、六四〇	五七、九九	五五、八〇
一九三八	六、四三〇	三、八二四、四一〇	三三、三六〇	五六、四三	五五、六二
一九三九	七、四〇〇	三、三二〇、四一〇	二二、〇〇〇	五六、三三	二、九四〇、六
一九四〇	七、三三〇	三、二〇〇、四一〇	一九、〇〇〇	五六、三三	二、六七〇、三
一九四一	七、二六〇	三、〇八〇、四一〇	一六、〇〇〇	五六、三三	二、四〇〇、〇
一九四二	七、一九〇	二、九六〇、四一〇	一三、〇〇〇	五六、三三	二、一三〇、〇
一九四三	七、一二〇	二、八四〇、四一〇	一〇、〇〇〇	五六、三三	一、八六〇、〇
一九四四	七、五〇	二、七二〇、四一〇	七、〇〇〇	五六、三三	一、五九〇、〇
一九四五	七、〇〇	二、六〇〇、四一〇	四、〇〇〇	五六、三三	一、三二〇、〇
一九四六	六、五〇	二、四八〇、四一〇	一、〇〇〇	五六、三三	一、〇五〇、〇
一九四七	六、〇〇	二、三六〇、四一〇	〇、〇〇〇	五六、三三	〇、七八〇、〇
一九四八	六、〇〇	二、二四〇、四一〇	〇、〇〇〇	五六、三三	〇、五一〇、〇
一九四九	六、〇〇	二、一二〇、四一〇	〇、〇〇〇	五六、三三	〇、二四〇、〇
一九五〇	六、〇〇	二、〇〇〇、四一〇	〇、〇〇〇	五六、三三	〇、〇〇〇、〇

ツギ(薯類)

一九三三	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三四	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三五	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三六	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三七	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三八	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九三九	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四〇	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四一	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四二	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四三	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四四	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四五	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四六	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四七	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四八	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九四九	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇
一九五〇	二、一四四	四、六九九、六八〇	一〇一、〇〇〇	四七、九九	二、一六四、〇

里

一九三三	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三四	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三五	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三六	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三七	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三八	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九三九	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四〇	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四一	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四二	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四三	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四四	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四五	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四六	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四七	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四八	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九四九	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八
一九五〇	三、一〇七	三、二六四、六〇〇	七、八、八〇〇	五九、五三	二、三〇〇、八

芋

一九三三	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三四	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三五	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三六	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三七	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三八	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九三九	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四〇	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四一	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四二	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四三	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四四	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四五	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四六	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四七	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四八	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九四九	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三
一九五〇	三、〇七	三、〇九六、四九〇	八三、〇〇〇	六、三三	二、三三四、三

カボツク

一九三五	一、一〇七	一、七〇、三三〇	三三、三三〇	六、三三	一、六九、四
一九三六	一、九二	四、七〇、三三〇	七、七〇	二九、四九	二、四八、一
一九三七	二、〇〇	四、九、六〇〇	八、二、三三〇	四、三三	二、四八、〇
一九三八	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九三九	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四〇	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四一	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四二	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四三	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四四	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四五	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四六	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四七	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四八	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九四九	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三
一九五〇	一、九三	四、九、九〇〇	七、四、六〇〇	三、七三	二、四九、三

カツサバ

一九三三	七、四〇	一、一六三、四〇〇	三六、八七〇、八〇〇	一、一〇一、〇〇〇	四、九六、三
一九三四	七、三三	一、一三三、八〇〇	三六、八二一、六〇〇	一、〇五二、六〇〇	四、七二、六
一九三五	七、二六	一、一〇四、二〇〇	三六、七七二、四〇〇	一、〇〇三、四〇〇	四、四九、〇
一九三六	七、一九	一、〇七四、六〇〇	三六、七二三、二〇〇	九五四、八〇〇	四、二五、三
一九三七	七、一二	一、〇四五、〇〇〇	三六、六七四、〇〇〇	九〇六、二〇〇	四、〇一、六
一九三八	七、〇五	一、〇一五、四〇〇	三六、六二五、〇〇〇	八五七、六〇〇	三、七八、〇
一九三九	六、九八	一、〇八六、〇〇〇	三六、五七六、〇〇〇	八〇九、〇〇〇	三、五四、三
一九四〇	六、九一	一、〇五六、四〇〇	三六、五二七、〇〇〇	七六〇、四〇〇	三、三〇、六
一九四一	六、八四	一、〇二六、八〇〇	三六、四七八、〇〇〇	七一〇、八〇〇	三、〇七、〇
一九四二	六、七七	九九七、二〇〇	三六、四二九、〇〇〇	六六二、二〇〇	二、八三、三
一九四三	六、七〇	九六七、六〇〇	三六、三八〇、〇〇〇	六一三、六〇〇	二、五九、六
一九四四	六、六三	九三八、〇〇〇	三六、三三一、〇〇〇	五六五、〇〇〇	二、三五、〇
一九四五	六、五六	九〇八、四〇〇	三六、二八二、〇〇〇	五一六、四〇〇	二、一一、三
一九四六	六、四九	八七八、八〇〇	三六、二三三、〇〇〇	四六七、八〇〇	一、八七、六
一九四七	六、四二	八四九、二〇〇	三六、一八四、〇〇〇	四一九、二〇〇	一、六四、〇
一九四八	六、三五	八一九、六〇〇	三六、一三五、〇〇〇	四二〇、六〇〇	一、四〇、三
一九四九	六、二八	八二〇、〇〇〇	三六、一三六、〇〇〇	三七二、〇〇〇	一、一六、六
一九五〇	六、二一	七九〇、四〇〇	三六、〇八七、〇〇〇	三二三、四〇〇	九、三〇、〇

落花生

一九三三	六、二六	三、六七〇、〇〇〇	三三、七〇〇、〇〇〇	三三、三三〇	五、八六、〇
一九三四	六、一九	三、三三〇、〇〇〇	三三、六六〇、〇〇〇	三三、三三〇	五、六二、〇
一九三五	六、一二	三、〇〇〇、〇〇〇	三三、九九〇、〇〇〇	三三、三三〇	五、三八、〇
一九三六	六、〇五	二、六七〇、〇〇〇	三三、三二〇、〇〇〇	三三、三三〇	五、一四、〇
一九三七	五、九八	二、三三〇、〇〇〇	三三、〇五〇、〇〇〇	三三、三三〇	四、九〇、〇
一九三八	五、九一	二、〇〇〇、〇〇〇	三二、七八〇、〇〇〇	三三、三三〇	四、六六、〇
一九三九	五、八四	一、六七〇、〇〇〇	三二、五二〇、〇〇〇	三三、三三〇	四、四二、〇
一九四〇	五、七七	一、三三〇、〇〇〇	三二、二六〇、〇〇〇	三三、三三〇	四、一八、〇
一九四一	五、七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三三、三三〇	三、九四、〇
一九四二	五、六三	〇、六七〇、〇〇〇	三一、七四〇、〇〇〇	三三、三三〇	三、七〇、〇
一九四三	五、五六	〇、三三〇、〇〇〇	三一、四八〇、〇〇〇	三三、三三〇	三、四六、〇
一九四四	五、四九	〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、二二〇、〇〇〇	三三、三三〇	三、二二、〇
一九四五	五、四二	〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	三三、三三〇	二、九八、〇
一九四六	五、三五	〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、七四〇、〇〇〇	三三、三三〇	二、七四、〇
一九四七	五、二八	〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、四八〇、〇〇〇	三三、三三〇	二、五〇、〇
一九四八	五、二一	〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、二二〇、〇〇〇	三三、三三〇	二、二六、〇
一九四九	五、一四	〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三三、三三〇	二、〇二、〇
一九五〇	五、〇七	〇、〇〇〇、〇〇〇	二九、七四〇、〇〇〇	三三、三三〇	一、七八、〇

馬鈴薯

一九三三	一四八	二四、三三〇	三、三三〇	六、三三
一九三五	一四四	二五、三三〇	二、四九〇	七九、七九
一九三六	一六〇	二四、五六〇	一四、〇一〇	八〇、五八
一九三七	一四四	二六、二四〇	一五、二七〇	七九、七一
一九三八	三三三	三〇、一七〇	一六、六六〇	七九、七三

大薯(ウヰ)

一九三四	一〇、五三四	二四、五六六、五三〇	一〇、六〇七	二二、九二七
一九三五	九、五七七	三三、〇三六、七〇〇	一〇、七〇九	二一、四〇六、六
一九三六	九、四二六	三三、五八八、〇七〇	一〇、五二二	二一、四〇六、一
一九三七	九、二一九	三三、二五、四〇〇	一〇、八〇七	二一、五五八、九
一九三八	八、八三三	三三、一〇一、八六〇	一〇、七〇	二一、六一七、〇

(福原友吉「比律賓の農業」上巻による)

第二節 米

米は比律賓住民の主食物で、古くから栽培されてをり、現在比律賓農業に於て最要の地位を占めてゐる。その生産高は、一九三八年五二、三四五、二一〇カバン(カバン=七五リットル)、價額一二六、四二三、〇六〇ペソ、耕地面積一九〇萬ヘクタール、全耕地面積の約二分の一に相當する。しかし一、六〇〇萬人の食糧としては不充分で、佛

印、泰から年に相當の輸入を見てゐる(一九三九年輸入額八、三〇〇萬噸、價額五〇〇萬ペソ)。十九世紀中頃は米の生産は過剰であつて餘力を輸出に向けたが、西班牙、米國の植民地政策の犠牲となつて輸出作物の栽培を強要されたため農民の多くが甘蔗、ココ椰子、煙草等を重視し、米の産出が需要に應じきれなくなつたのである。最近五年間の需給狀況を示せば次の如くである。

年次	平均生産高(カバン)	平均輸入高(カバン)	年消費高(カバン)
一九〇一—一四	一九、六四九、四六六	六、一六〇、四三〇	二五、八〇九、八九六
一九一五—一九	二七、三一〇、一五四	五、五八〇、四〇四	三三、八九〇、五五八
一九二〇—二四	四一、三三四、一七六	二、八二八、七四八	四四、一五二、九二四
一九二五—二九	四八、五二七、三三〇	二、三七六、四二二	五〇、九〇三、七四二
一九三〇—三四	四九、八七四、一一〇	四五一、五四九	五〇、三二五、六六九
一九三五—三八	四八、八五一、四一〇	一、五九八、一九六	五〇、四四九、六〇六

—「比律賓情報」第四三號—

米作中心地は中央ルソン平原で、全島産米の三分の二を産出する。米産額の大なる州は、ヌエヴァ・エシハ、パンガシナン兩州で、以下イロイロ、ラナオ、プラカン、タルラツク、カピス、北イロコス、パンバンガ、リサトル、コタバト、南カマリネス、レイテ、ラ・ウニオン、カヴィテ、(一〇〇萬カバン以上)の順位である。最近五年間に於ける耕地面積、收穫量等を示せば次の如くである。

	耕地面積 (ヘクタール)		收穫 (カバン)		價格 (ペソ)		一ヘクタール當り收穫 (カバン)	
	一九三三	一九三六	一九三三	一九三六	一九三三	一九三六	一九三三	一九三六
日本	二、〇〇四、〇三〇	二、〇〇四、〇三〇	五三、〇〇一、二〇〇	一〇四、七四四、二六〇	二六・四五	二六・四五	二六・四五	二六・四五
マライ	一、九六四、〇七〇	一、九六四、〇七〇	四五、八二五、一〇〇	九二、七八四、九七〇	二三・三三	二三・三三	二三・三三	二三・三三
泰國	二、〇四八、七〇〇	二、〇四八、七〇〇	四二、二一九、六〇〇	一一八、八三七、一五〇	二五・〇一	二五・〇一	二五・〇一	二五・〇一
比律賓	二、〇六〇、九六〇	二、〇六〇、九六〇	五五、〇一五、七三〇	一三四、三九五、一九〇	二六・六九	二六・六九	二六・六九	二六・六九
アジア平均	一、九一二、〇五〇	一、九一二、〇五〇	五四、三四五、二一〇	一三六、四二三、〇六〇	二七・三八	二七・三八	二七・三八	二七・三八
右表に於ける一ヘクタール當り收穫量に見る如く比律賓に於ける米生産量は甚しく低位にあるが、それは前述の西、米兩國による搾取政策、換金作物本位による一般的原因に加ふるに、灌漑技術の不備、栽培技術の粗放性、品種の劣悪性、經營機構の封建性等の原因に基づくものである。左表に示す如く、比律賓の米生産量は、アジア平均生産量より少い。この點は今後、我國の優秀なる米作技術の移入、指導によつて急速に是正されるであらう。そして自給自足の域に達するのことも遠いことではないと考へられる。								
アジア諸國米生産量の比較 (一ヘクタール當りキンタル)								
	一九二八—二九	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七			
ビルマ	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七			
支那	一四・三	一五・七	一三・八	一五・五	一四・七			
臺灣	二六・八	二六・〇	二一・三	二五・八	三六・五			
	二二・二	二三・〇	二五・三	二四・九	二六・〇			

その栽培法には三種あり、移植せざる陸稻の畑作、水稻の撒播法によるもの、移植する水稻の田作である。稻作は一般に粗放で葉は刈らずに放置する。

比律賓の米作の經營規模は頗る小さく、平均一・二一ヘクタールで、一〇ヘクタール以上の大農場は僅かに三・五%、一ヘクタール未満六一・一%、一—一〇ヘクタール三五・四%である。従つて多くは一ヘクタール以内で、生産力の低い點から見れば零細農の域を出ない。

稻作者の大部分は自作で全耕地面積の七四%を占めてゐるが、封建的諸殘滓が強固に残つており、諸種の貸借關係や經濟外の壓迫よりして事實上、地主の隷農の如き状態を呈してゐる。

比律賓の小作制度は一般に分益小作制で、小作料は大體收穫物の二分の一である。これは生産力の低位から見ても常な高率である。尙、地主は小作人に貸與した穀一カバンに對し二〇—三〇割の利子即ち二—三カバンを要求する。しかも地主が穀を小作人に貸與する際の量目よりも返還の時の秤量は大きい。かゝる高利貸機構により、農民は負債の重壓と窮乏のため、自作農から小作農へ、小作農から負債隷農へと轉落する悲惨な状態にある。

産米の精白その他取引は華僑に實權を握られてをり、農民は農産物を買入れる華僑から二〇—一〇〇%の高利を拂

つて金を借り、青田の賣買は市價の半値で行はれ、農民の貧窮はその度を増しつゝある。

精米所は比律賓人、西班牙人、華僑が所有するが、華僑のそれは能率高く實質的に壓倒的な勢力を有してゐる。

マニラに於ける華僑米穀商人は地方に支店代理店を設け緊密なる取引網を張り、精米、倉庫、賣買等米穀商業の一切の實權を掌握してをり、更に輸入米の取引をも左右してゐる。

前述の如く、主食糧たる米は年々多額の輸入を見てゐる状態であるが、皇軍の比島占領後、西、米の政策によるこの比島經濟の缺陷を除去するため、昭和十八年二月、食糧増産五ヶ年計畫が確立された。右計畫は重點を米、玉蜀黍に置き、カツサバ、甘蔗、豆類を補助食糧と指定してゐる。右計畫の遂行には新比島奉仕團をはじめ棉花擔當會社、日本側關係會社が推進力となつて活躍してゐる。

なほ右計畫とは別に、小麦、大麦、燕麥の栽培計畫が立てられ、十八年度の作付面積は小麦一、〇〇〇ヘクタール、大麦一三〇ヘクタール、燕麥三〇ヘクタールを豫定し、それと共に農事改良の全面的實施も計畫され、肥料對策も講じられつゝある。

### 第三節 玉 蜀 黍

玉蜀黍は米と共に比律賓の主食料品であり、島内各地に栽培されてゐる。一九三八年の統計によれば耕地面積七〇二、五三〇ヘクタールで全耕地面積の一六・五%を占め、米に次いで第二位にあり、その價額は一九、四二三、六〇〇ペソで第五位に當る。カガヤン谿谷及びピサヤン谿谷地方に於いては米作の裏作にするが、玉蜀黍を主食とするセブ、東部ネグロス、ボホール等の地方では稻の代作とする。現在は下層民の常食とされてゐるに過ぎないが、耕作法

を改良すれば柔い良種が得られるし、糶詰等にして廣く海外に輸出する方法を講ずれば將來相當有望な農業であり、耕作のために特殊の施肥をなす必要なく耕作法も簡單である點から比律賓に適はしい産業とされてゐる。最近五ヶ年間の生産狀況を示せば次の如くである。

年 度	耕作面積(ヘクタール)	收穫高(カベン)	價 額(ペソ)
一九三四	五三九、二六〇	五、九四二、〇〇〇	一一、三五九、三二〇
一九三五	五六七、四二〇	五、一八四、七二〇	一一、六八〇、一四〇
一九三六	六八五、〇一〇	六、三七〇、六九〇	一五、七一三、八五〇
一九三七	六五九、四〇〇	七、六七八、〇八〇	一七、九八三、三五〇
一九三八	七〇二、五三〇	八、七八二、四二〇	一九、四二三、六三〇

農家からの集荷、貯藏、製粉、輸送、販賣の過程は大體米の場合と同じく、それに伴ふ問題も米と同じである。集荷配給機構は華僑商人の手中にあり、比律賓人は收穫直後の低價格で賣り渡し、華僑の取扱商人はそれを價格の昂騰するまで貯藏した上賣放すので、投機的取引の對象とされ易く、その弊害が著しい。國營米穀會社がその救済に當つてゐる。

### 第四節 甘 蔗

一五二一年マゼランが本群島に漂着したとき既に小規模の製糖場があり、支那と同一の方法によつて砂糖の製造を

行つてゐたと歴史家ラヴェザレスは述べてゐるが、西班牙統治後に甘蔗事業の見るべき發展の行はれたのは十九世紀後半に入つてからで、一八六〇—一八八八年間にネグロス島に初めて蒸氣機關による壓搾機が輸入され産糖額も七、〇〇〇噸に増加した。即ち當時砂糖の集散地であつたイロイロがネグロス、パナイ兩島に投資し、産糖額は逐年増加するに至り、一八七五年二、〇〇〇噸、一八八〇年四二、〇〇〇噸、一八三九年一二五、四六〇噸と増加し、群島一の生産地となつた。

米國領有後は、比律賓糖業の消長は米國の關稅政策に左右されつゝも發展し、後述の如く糖業の運命は比律賓經濟の發展に死活的な意義を有するに至つた。この事實は最近に於ける砂糖輸出の對米依存度を示す左表によつて明らかである。

一九三七年		全輸出額ニ對スル%	
砂糖輸出總額	一一五、四一二、三八七ベツ	砂糖輸出額ニ對スル%	三八
米 國 向	一一五、二六二、一八三ベツ	全輸出額ニ對スル%	九九
一九三八年			
砂糖輸出總額	一〇〇、〇四四、〇七四ベツ	砂糖輸出額ニ對スル%	四三
米 國 向	一〇〇、〇四四、〇一七ベツ	砂糖輸出額ニ對スル%	九九

次に最近十九年間における甘蔗栽培面積と生産額を示せば次の如くである。

年 次	蔗 作 面 積 (ヘクタール)	一九二〇年度蔗作面積 ヲ一〇〇トスル比率	砂 糖 生 産 高 (キログラム)	一九九二〇年度生産高 ヲ一〇〇トスル比率
一九二〇	一九七、四〇〇	一〇〇	四二二、五八〇	一〇〇
一九二五	二二九、四七〇	一一一	七〇七、一六七	一六七
一九三〇	二五九、〇三〇	一三二	八九二、四六八	二一一
一九三四	三〇五、八九〇	一五五	一、四九九、二二三	三五四
一九三七	二五七、〇六〇	一三〇	一、一一六、八〇四	二六三
一九三八	二二七、九三〇	一一五	一、〇五三、一九二	二四八

比律賓農業に於て甘蔗栽培の占める地位は、耕地面積に於て第五位、従業者數に於て第四位であるが、生産價額では米を凌いで第一位にあり採算有利なため過去に於て増産の要あるときは、米作から甘蔗作へ轉換したことが多い。甘蔗の栽培は初めルソン島バンパンガを中心としたが、後ネグロス、パナイ、ミンドロに盛んになり、現在では西ネグロス、バンパンガ、タルラック、バタンガス、東ネグロス、イロイロ、ラグナ、アピス、セブ、パターン、レイテの諸州の順位で栽培されてゐる。

比律賓糖業の特徴は甘蔗栽培と製糖との分業である。即ちジャワ、ハワイでは製糖會社が直接に蔗作農場を直營し、キューバでは近代的大農經營が行はれてゐるのに反し、比律賓では封建的地主の所有地に零細小作農と隸農とが栽培してゐる。製糖場は耕地を所有せず、自作農場も經營せず、耕作者が一定の契約に基いて提供する甘蔗を壓搾する所謂分糖法によつてゐる。甘蔗栽培農民二九萬人の中、その六〇%は小作農、三五%は自作農、五%は農場労働者



である。

かくの如き生産機構の立遅れのため、其の生産力は當然低位にあるを免かれない。次に各國の一ヘクタール當收穫量(キントル)と砂糖生産費を示せば次の如くである。

各國甘蔗生産量 (農業統計年鑑、一九三七—三八)

	一九二七—三二年平均	一九三三—三四年
比 律 賓	三三一・四	四二五・六
臺 灣	六八四・四	六一一・七
キ ュ ー バ	三八五・八	三五九・六
ハ ワ イ	一、三四九・四	一、三三三・七
ジ ャ ヲ	一、三〇八・〇	一、三七八・〇

各國砂糖一ピクル當り生産費(單位ベソ) (横濱正金「比律賓砂糖業に就て」)

	栽培費	製糖費	市場費	計
比 律 賓	四・七七	三・一二	一・五〇	九・三七
ジ ャ ヲ	二・七一	二・〇六	—	四・七七
キ ュ ー バ	三・二三	一・六三	—	四・八六

臺灣の砂糖生産費は昭和十三年度一〇〇斤當り九、一七四圓で、右の比律賓一ピクル九・三七ベソを戦前の率で換

算すると五、〇六四圓となるから臺灣の半分に當る。これは主として氣候の關係によるものと考へられる。

比律賓の糖業に對する米國資本の参加程度は非常に低く、比律賓資本は四七・四%、米國資本は二六・七%である。然るに米國資本はキューバに於て全糖業投資額の八〇%以上を占めてゐる關係上、比律賓の砂糖が多量に無關稅で米國に輸入されることは、米國內の甜菜栽培者及びキューバ糖業の資本家の利益を犯すこととなるので、之に對し反對の聲が高く、この反對が一九三四年のタイチングスIIマクダフイ獨立法案を成立せしむるに至らしたのである。同法によれば、比律賓より米國への無關稅輸出量は粗糖八〇萬英噸、精製糖五萬英噸に限定され、超過部分に對しては一ポンド當り一、八七五セントゾの關稅が賦課される。又、一九三四年に成立したジョーンズIIコステイガレ法は關稅の有無に關せず米國市場への最高割當量を各供給地域別に規定した。即ち比律賓は一九三八年には九五萬二千噸とし、米國消費量の一五・四%を割當てられた。タイチングスIIマクダフイ法及びジョーンズIIコステイガレ法に依つて一九四一年よりの超過分に對しては二重の輸出稅が賦課されるので、キューバ糖には到底對抗できない。この問題は比律賓の政治的獨立と經濟的獨立のデレンマとして、比律賓發展の將來に暗影を投げかけ、比律賓の死活に關する問題とされた。

しかし、大東亞戰爭の勃發とそれに伴ふ大東亞共榮圈の進展とは、米國依存の比島經濟に一大轉換の期を與へ、大東亞共榮圈に更生せしめるに至り、その第一の問題として、甘蔗栽培の整備更生の方策が立てられた。即ち、昭和十七年八月十日比島軍政監部は砂糖業の轉換に關し、棉業五ヶ年計畫に關聯せしめて次の如くその方針を明示した。

砂糖業轉換方針

一、製糖工場は島内砂糖自給の製造に必要な限度に於て存置し、殘餘の工場の既存設備は製糖以外の用途に最大

限度に活用する方針を考慮す。即ち従来移入に依存したる燃料の自給の一部として甘蔗を直接原料とするアルコール工場に轉換、敵産工場は高級燃料製造工場に轉換、甘蔗農業の維持復興に資す。

二、砂糖栽培面積のうち砂糖原料甘蔗園は島内自給糖の製造に必要な原料を確保する限度に於てこれを存続せしめ、一部は酒精原料甘蔗園として之を存続せしむ、而して殘餘の過剩砂糖耕地はこれを棉花に轉換せしむるものとす。

三、以上の對策は昭和十七年度より昭和二十一年までの五ヶ年計畫を以て實施し、各計畫年度に於て生ずべき過剩甘蔗園は食糧農作地に充當せしむ。

糖業調整計畫は軍政監部の糖業對策要綱に従つて着々進展せしめられ、昭和十八年二月に發表された成果は次の如くである。

- 一、蔗園對策——一九四一年度現在蔗作面積二六萬町歩のうち約半分を棉作に轉換せしめる方針の下に昨年九月以降既に一萬町歩が轉換された。
- 二、比島糖業協會の創立——本年二月六日マニラで發會式が擧げられた同協會は比島糖業者協會と比島行政府農商部糖業管理局を吸収統合したもので、製糖工場の整理、砂糖生産制當等を行ふ。
- 三、アルコールの生産——アルコールの生産設備を有する製糖工場をしてアルコール及高級燃料の増産に當らしめる。アンルベン、デルカルメン等の工場は臺灣製糖、南洋興發、昭和農産加工の三邦人會社に委託經營せしめた。
- 四、島内消費用砂糖の生産は現在なほ一〇〇萬噸からの島内粗糖ストックあるに鑑み、前記アルコール生産工場に

於けるアルコール増産と共に砂糖製造を行はしめ、それと同時に蔗園中四萬八千町歩は島内自給糖生産原料の確保のため今後も蔗作を續けしめる。

要するに、比島の糖業は、今や共榮圏の經濟にあつて次第に適正なる地位を得つゝあり、過剩蔗園の整備とともに、邦人技術の移入による製糖技術の向上、高級燃料の増産が行はれつゝある。

### 第五節 ココ 椰子

比律賓の椰子産業は蘭領印度とともに世界的で、世界生産額の三四%を占めてゐる。ココ椰子の實は乾燥してコブラとし、石鹼、人造ベター、製菓原料となり、生果より壓搾して採つた椰子油は化粧油、グリセリン、臘燭等に利用され、油滓は飼料となる。コブラを細末にし乾燥したものはデシケート・ココナツトと稱し製菓原料及び料理用に供せられる。

主要栽培州はタババス、ラグナ、サンボアング、セブ、レイテ、サマール、アルバイ等で、耕地面積は一九三七年六三七、九五〇ヘクタールに達し、過去二六年間に三倍以上に増加してゐる。同年度の植付樹數は一二〇、六九五、六〇〇本、收果適齡樹數九〇、三五九、七四〇本、收果數二、九八二、八五四、四三〇個であつた。その四・三%は生食にあてられ、他はコブラ椰子油等として輸出される。

一九二三年に比律賓のコブラ、椰子油は世界市場の三三%を占めたが一九三四年には三八%、最近十年間平均三四%の供給をなしてゐる。一九三七年に於けるコブラ、椰子油の比律賓輸出貿易に於ける地位は二五%で、砂糖に次ぎ第二位を占め、その大部分は米國市場に供給され、コブラは九〇・二四%、椰子油は九八・二九%の供給率を示して

みた。

砂糖とココ椰子の全輸出額に對する割合を示せば次の如くである。

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	平均
砂糖	三五・〇	四五・〇	三八・〇	四三・〇	四一・〇	四〇・四
ココ椰子	三〇・六	二五・八	三〇・〇	二五・五	二四・〇	二七・二

椰子産業に於いても、米、甘蔗の場合に於けると同じく、「經營規模は小さく、四―五ヘクタール以下の小農が多く、その割合は九九%、四〇―五〇〇ヘクタール以上の大農は1%に足らない。一九三五年の統計に依れば、本業に直接従事するもの八〇萬戸、約四〇〇萬人、即ち全人口の二五%を占めてゐる。

比律賓の椰子産業は砂糖産業と共に、獨立問題に關聯して深刻な矛盾に當面してゐた、即ち、比律賓のコブラは六〇―五〇%、椰子油は八三―九五%を米國に依存し、米國の棉實油、牛脂と競争する立場にあり、米國の棉花酪農資本家はキューバ砂糖投資者と同じ立場で、比律賓椰子産業へ貿易上の特點を與へることに反對してゐたのである。その上、比律賓のコブラは栽培技術の幼稚なると製造過程の劣悪なるとのため品質不良で印度セイロンその他の同産業に對し不利な立場にある。そのため一九三九年議會は調査を行ひ、種々建策をなすと共に國立椰子會社を設置し本産業の確立に努めた。

皇軍の比律賓占領後、軍政による統治の進展するに伴ひ、コブラ輸出要求の増大に應じて増産策を講ぜられるに至り、昭和十七年末に軍政監部から左の如き具體案が明示された。

一、産地への勞働力補給

- 二、コブラ生産者組合の結成
- 三、コブラ増産日の設定
- 四、生ココナツトの配給統制
- 五、自家用椰子油の搾油制限
- 六、輸送力の増強

第六節 煙 草

比律賓の煙草は「マニラ葉巻」の名で世界的に知られて居りメキシコ、キューバから移入され、西班牙時代から栽培を奨励されてきた。耕地面積は七萬ヘクタール、全耕地面積の二%に過ぎないが、輸出品としては砂糖、マニラ麻、コブラに次いで第四位を占め、年産七〇―八〇萬キントル、價額四〇〇萬ペソに達する。最近五年間の生産統計は次の如くである。

年 次	栽培面積(ヘクタール)	生産高(キントル)	生産額(ペソ)
一九三四	五五、四三〇	七一〇、三八〇	二、八六四、二〇〇
一九三五	六一、五二〇	六二二、六六〇	二、五四七、一一〇
一九三六	六五、四八〇	七〇〇、六七〇	三、七二九、二八〇
一九三七	七四、〇四〇	七二五、二〇〇	四、〇九二、七二〇
一九三八	七四、八〇〇	七八一、三八〇	四、一二五、四六〇

煙草の栽培されるのは、ルソン島特に東北部のカガヤン谿谷（イサベラ州、カガヤン州）である。煙草栽培に依存する農民及び煙草業者は六〇萬を數へ、本産業は政府收入に對し全收入の一〇%を占める貢獻をなしてゐた。その經營型態は貧農的で、技術の低位、品質の不良にかつて加へて、取引に於ける華僑の勢力は産業そのものの發展を阻害してゐる。

葉巻及び葉煙草が年一、〇〇〇萬ペソ輸出される一方、紙巻煙草は一九三八年には一五、八〇一、四九〇ペソ米國より輸入されてゐる。かくして輸出輸入とも米國市場に決定的に依存してゐる。従つて米國市場の喪失は砂糖、椰子産業の場合と同じに、比律賓の煙草産業にとり死活的問題であつたのである。

その解決のためには、輸出種煙草の生産制限を行ひ、多量に輸入される紙巻用芳香種（黄色種）の生産増加と葉巻の上巻用種の大量生産とに集中することにより輸入を防止する以外に解決の途がないとされてゐる。それには技術的指導、國策會社による華僑商人の徹底的排除を行ふ必要がある。

### 第七節 マニラ麻

比律賓に於ける植物纖維として生産される主要なものは、マニラ麻（アバカ）、マゲイ、カボック、苧麻（ラミー）、棉花である。その生産額を示せば次の如くである。

比律賓植物纖維生産額（一九三八年）

植付面積（ヘクタール）	生産高（噸）	價額（ペソ）
マニラ麻	二九一、五三〇・八〇	一四四、一三〇、五一
		一一、三七六、〇一五

マゲイ	八、三〇五・一七	六、四六〇、九一七	三四〇、〇〇九
カボック	(1) 七六六、〇七二	(2) 二、五八八、八六六	二四八、四五一
苧、麻	一八〇・二〇	一八五、八二八	五四、四六一
棉花	一、五六二・四五	五五四、六一七	五一、五一

カボック(1)は植木數、(2)は種子とも

アバカ Abaca と稱せらるゝ所謂マニラ麻は比律賓独自の纖維にして世界産額の九五%を占め、比律賓を除いては、舊蘭印に僅か産出するのみである。マニラ麻はマゼランが來航した當時既に機械用として利用されてゐたといはれるが、マニラ麻が國外に初めて輸出されたのは一八一八年であつた。同年四一噸が輸出されてから年々その額を増し、一九三五年には一八三、四六七噸の記録を作つた。一九三八年には一三九、二七〇噸であつた。

マニラ麻の主要栽培地はルソン島、ビコール半島、マニラ市周邊諸州、ダバオ等である。ダバオに於けるマニラ麻栽培が比律賓生産額の半ば以上を占め、邦人多年の勞苦によるものであることは廣く人の知るところである。一九三九年の國勢調査によれば、マニラ麻栽培地面積は二九一、五三一ヘクタール、従業者一五八、七六四人、生産額一、三七六、〇一五ペソ、他の農作物に比較すれば、耕地面積に於いては、砂糖、ココ椰子に次いで第三位を占めてゐる。

ダバオに生産する麻は比律賓全生産量の五三・三%を占め、一九二七年の一・七%に比較すれば、最近に於ける著しい發展の狀況が知られる。このダバオ麻生産高の七〇%即ち全生産高の三五%は同地に於ける日本人の手によつて産出されたものである。而してダバオ産マニラ麻の六〇・七〇%は日本人によつて輸出された。

マニラ麻以外の硬質纖維としてはマゲイ、サイザル、カントン、パコール等を産し、硬質纖維としては苧麻（ラミ）、棉花、カボツクを産する。

他の農産物と同じく對米依存の強かつたマニラ麻産業は皇軍の占領後、比島經濟更生に際し、その轉換が必要とされ、苧麻、黄麻の轉換及びその増産計畫が建てられた。苧麻は昨年發表の増産第一次五ヶ年計畫に依れば第一年度五〇〇町歩擴張、五ヶ年度合計二、五〇〇町歩、九六萬斤收穫豫定で、第二年度以降マニラ麻よりの轉換及び開拓により昭和二十一年一五、〇〇〇町歩、四〇〇萬斤を目標とし、擔當者の指定も行はれてゐる。黄麻は昭和二十一年には四、〇〇〇町歩、年産六、〇〇〇噸を目標とする五ヶ年計畫が建てられてゐる。

### 第八節 棉花

棉花の栽培は古くから行はれてゐたものの如く、イロコス、バタンガス地方では西班牙領有以前より栽培されてゐたといはれる。しかし生活必需物資であるにも拘らず今日まで自給し得なかつたのは、西、米二國の經濟政策に基く換金作物の過度の栽培の結果である。従つて聯邦政府成立後、政府は米國市場に依存し過ぎる甘蔗栽培を棉花栽培へ轉換せんことを圖り、棉糸布の自給化を企てたのである。即ち比島獨立法が通過し、砂糖に對して米國の輸入税が課せられるやうになつた結果、蔗作に對する將來の希望が失はれたため、その代作として棉花が既に他の農作物（カツサバ、大豆、落花生、玉蜀黍、陸稻、煙草等）と共に考へられるに至つた。政府は米國からのコブラ輸出戻税七、〇〇〇萬ペソを基礎として二萬錘の國營紡績工場を經營することとなり、ミンダナオのコタバト州コロナダに拓殖農場を設けて棉作を行ひ、一九四二年には七、五〇〇ヘクタールの植付を行つた。その外に二州七〇餘村を選定して試

作をも行つた。

主要栽培地域は、南北イロコス、バタンガス、ラ・ウニオン、パンガシナン、アブラ、プラカン、ラグナ、南北カマリネス等のルソン諸州、パナイ、セブ等である。左に最近の生産狀況を示す。

年次	植付面積(ヘクタール)	生産高(担)	價額(ペソ)
一九三四	八五七	一九九、〇九〇	三四、〇二〇
一九三五	一、一〇七	一九七、三五〇	三一、三六〇
一九三六	一、九八二	四九一、八四〇	七八、二七〇
一九三七	二、〇〇四	四九八、六〇〇	八二、五九〇
一九三八	一、九二五	四七九、九一〇	七四、六〇〇

栽培種はバタンガス白、バタンガス赤、イロコス白、イロコス赤等で、白種の品質は優良なものである。その外に陸地棉、埃及棉が試験的に栽培されてゐる。

比律賓に於ける棉花栽培についての最近の調査（榎本京大教授「比島棉作概説」紡聯日報第六〇〇號）によれば、その自然條件は理想的とは言へないが、各地に於いて棉花を行ひ得るものとされてゐる。一九三九年の國勢調査では、棉花を栽培してゐない州は僅か七州に過ぎなかつた。特に蔗作地の棉作轉換は次の理由から比較的容易に行ひ得るとされた。

1. 蔗作は乾期を有する地域に屬すること。
2. 蔗作地は従來三年に一回休閑するもの故、その時期を利用して棉作を行ひ得ること。

3' 蔗作は滿一ヶ年を要し、棉作に轉換すれば、棉作以外に雨期夏作を行ひ得る故、その収入を棉作収入に含め、食糧の自給に資し得ること。

4. 現在の蔗作は品種改良、肥培管理の改善、灌漑設備の施設等により生産力を高め得、減反を行ふもある程度の産額を維持し得ること。

一方皇軍の比島占領後、軍政監部は比律賓に棉花栽培を行ふに決し、昭和十七年八月次の如き棉花増産計畫要領を發表した。

1. 生産目標を一九四二—四六年五年間に作付面積四五五、〇〇〇町歩、繰棉收穫量一五〇萬ピクルとし、差當り昭和十七年度には作付面積一二、〇〇〇町歩、收穫量三七、〇〇〇ピクルの産出を行ふ。

2. 棉花増産に必要な土地は過剩蔗作地を以てし、逐次休閑地、再生林に及ばしめる。

3. 棉花擔當會社には大日本紡、東洋紡外六社を當て、指導機關として比島棉花栽培協會を設けることとした。

右棉花増産計畫第一年度の成績に關して比島軍政監部は昭和十八年四月十三日に次の如く發表した。昭和十七年度ルソン島棉花栽培第一回生産豫想高は實棉二、六四七、一六八キログラム、繰棉換算量一四、七〇六ピクルで、植付面積九、三六八町歩、一町當り平均生産量は一・五ピクルの見込である。本年度の棉花栽培は棉作擔當者の現地到着の遅延その他諸種の已むを得ざる事情のためその事業着手が適期より遅れたこと、氣象狀況その他幾多の悪條件があつたが、この悪條件を克服して努力した結果、右の如き生産が豫想されるに至つたとされてゐる。

右年度は未だ試験期を脱しなかつたが、その成果は擔當會社を始め農民に棉花栽培可能の確信を與へ、今後の比島棉花自給の可能性を示唆するに十分なものがある。昭和十八年度は、ピサヤ、ミンダナオ島に於ける積極的開發を

含めて、計畫面積は三七、〇〇〇町歩、第一年度の三倍に上つてゐる。第二年度の棉作が注目されるのは、食糧増産と農家經營の合理化のために、棉花擔當會社が積極的に全農産物の指導に動員せられ、農業經營の中核的性格を帯びて來たことである。既に中南部ルソンの棉作地に於ては陸稻、水稻、豆類、玉蜀黍など適地輪作様式が各社に於て決定され、播種を終つた地區も見られる。

### 第九節 農村問題

比律賓の主要産業である農業に於ける最も重要な問題は比律賓經濟の對外依存よりの脱却、自給自足經濟の確立への積極的參與の問題であり、その爲の産業再編成にある。その目的にそつた當面の具體的課題として現在、甘蔗の棉花への轉換、米作擴充を中心とする食糧自給計畫が採り上げられてゐる。

比律賓農業再編成は既に聯邦政府時代に問題とされ、試験的に實行された方面もあつた。例へば、NEPA運動の提唱する商業の國民化の如きは華僑商人排斥運動として意義を有するものであつた。しかし多年の間執拗に地盤を築いた華僑の排斥は早急には實現し得ないが、今後の比律賓農村を實質的に變化せしめる政策である。比律賓の農民は西班牙統治以來の封建的地主の搾取と生産者と消費者の間に介在する華僑商人の壓迫の二重の軛に悩まされ、積極的生產への意力を奪はれてゐたのである。従つて比律賓の農村政策は、前述の比律賓經濟建設の方向に沿つた農業再編成問題の十分な理解に役立つべく、農業の適正なる配分、生産的技術的向上、華僑よりの離脱を目的とすべきものであらう。

以下、かゝる農村對策の樹立さるべき地盤としての農業勞働問題を概観することとする。

農村労働者数

一九三九年一月に行はれた比律賓國勢調査によれば、農業に従事する労働者の数は、三、四五六、三七〇人で、全産業労働者数の六五%を占め、比律賓人三人につき二人の割合である。その分布状態をみれば次の如くである。

農業労働者	男		女		計
	農業計	自作農及び農地所有者	農業計	自作農及び農地所有者	
農業計	二、九八一、五五一	一、五五二、二七七	四七四、八一九	六四、〇九〇	三、四五六、三七〇
自作農及び農地所有者	五三、六二六	一四一、六三五	一、三〇四	八、二九二	一、六一六、三六七
マニラ	三二〇、〇九九	六、二八一	四四六	五三三	五四、九三〇
椰子	八八二、二四九	二九、六一四	二五、五二五	六六五	一四九、九二七
玉蜀黍	二二、四三〇	一〇一、九三六	一、一二三	九、九〇四	三二六、三九七
果樹	一、四二九、二七四	九五、七八四	四一〇、七二九	八、〇五〇	一、八四〇、〇〇三
牧畜及び養禽	三、四〇七	九、九〇四	一、八四〇、〇〇三	一〇三、八三四	三、九四〇
米	二五、五二五	九〇七、七七四	三〇、二七九	二四、五五三	九〇七、七七四
甘蔗	六六五	三〇、二七九	二四、五五三	二四、五五三	三〇、二七九
煙草	一、一二三	二四、五五三	二四、五五三	二四、五五三	二四、五五三
其他	九、九〇四	一一一、八四〇	一一一、八四〇	一一一、八四〇	一一一、八四〇
農業労働者	一、四二九、二七四	九五、七八四	四一〇、七二九	八、〇五〇	一、八四〇、〇〇三
マニラ	九五、七八四	一〇三、八三四	一〇三、八三四	一〇三、八三四	一〇三、八三四

椰子	一三五、二一四	一一、九〇四	一四七、一一六
玉蜀黍	二四五、六五〇	九四、一〇二	三三九、七五二
果樹	五、七四四	一、二四八	六、九九三
牧畜及び養禽	一五、三四三	一、四七六	一六、八一九
米	六二六、五〇五	一九三、二三六	八一九、七四一
甘蔗	一六五、六九二	二一、〇三五	一八六、七二七
煙草	一八、八七八	一六、四五五	三五、三三三
其他	一一〇、四六四	六三、二二三	一八三、六八七

右表に依れば農業労働者の約半数は米作に従事して第一位を占め、玉蜀黍が第二位、椰子が第三位、甘蔗が第四位の順序である。

農業労働賃銀

比律賓全體の農業労働賃銀の平均は次の如くである。

成年男子	九八セント
女子	六五セント
年少男子	五九セント
女子	四三セント

他の南方地域に於ける農業労働賃銀と比較すると、舊蘭領、ボルネオ、ジャワ其他に於けるジャワ人及支那人労働

者よりも比島成年男子労働者は約二倍高の賃銀を得てゐるといはれる。平均賃銀は右の如くであるが、作業の如何によつては更に高い賃銀を得てゐるものもある、例へば、ダバオ州に於けるモロ人麻挽き労働者で能率の大なるものは三ペソを取つてゐる。一見、比律賓の農業労働者は労働の點で恵まれてゐるやうに思はれるが、最近は必ずしもさうではない。例へば甘蔗農場の労働者は四〇―五〇セント程度の日給、歩合契約の作男の報酬は前者よりもやゝ高いといはれるが、それとても恵まれたものではない。それで生活することが極めて困難だからである。

農業労働者の失業

農業労働者の失業者は一九三二年二、二六五、六〇九人と推定されてゐる。その内譯は次の如くである。

農業労働者失業推定數 (一九三二年)

州名	労働局宛報告なき町村數	報告町村數	失業者數
レ イ テ	一七	三〇	五、八四四
マリンドウケ	一	六	三、三二五
マスバテ	一	七	一、八〇〇
ミンドロ	四	一三	三、三〇六
西ミサミス	六	四	一、八八九
東ミサミス	五	二一	八、六五九
東ネグロス	五	一九	八、一九〇

ヌエバ・エシハ	五	二二	一七、四〇〇
ヌエバ・ビスカヤ	二	四	一
パラワン	一	八	一、二一〇
パンバンガ	四	一七	四、九九三
パンガナシ	一	三五	一八、五二三
リサール	一三	一四	二、七〇〇
ロムプロン	一	九	二、七〇〇
サマール	一〇	二四	六、三〇七
ソロソゴン	四	二二	六、二三〇
スール	一	一	八三
スリガオ	七	二二	四、二三七
タラック	一	一六	六、五六一
タヤバ	五	二五	四、二五〇
サンパレス	二	一一	一、二五〇
サンボアンガ	一	五	一、五八一
計	二〇一	七一三	二六五、六〇九

(「フィリピン百科辭典第三卷」による)



同年に於ける工業労働者失業者数は二一三、四五四人、農業及び工業合計四七九、〇六三人で農業労働者はその五五%強を占めてゐる。最も多く農業労働失業者を出したのはパンガナシン州の一八、五二三人、ヌエバ・エシハ州の一七、四〇〇人である。農業就業者に對する失業者の数を簡別的に見なければ正確に失業程度を知ることが出来ないが、大體五、〇〇〇人以上の失業者を有する州では失業は農業生産政策上及び農村社會政策上の問題とよるものである。

#### 農業労働力と人口分布

比律賓の人口分布状態を見ると、全人口中僅か一二五萬人が三萬人以上の人口を有する都市に居住する以外は小都邑及び村落に住み農業を営んでゐる。それ故、比島人口の職業的構成から見るとその約九割までは農村又はそれに近い小都邑に住む農民だとすることが出来る。従つて、比島全體を一つにして考へると、農業労働力の供給源は豊富であると言はれるが、實際は至つて均衡が取れてゐない。即ち一九三五年現在平方キロ當り人口密度一〇〇人以上の州は全州四九の中一六州あり、他の三三州は一〇〇人以下で、一〇人未満の州は六もある状態である。この點から見て、勞力需給の不均衡が想像される。その理由は、マライ人の非組織的な移住、小集團による自給自足經濟生活、郷土への強度の愛着等によるものである。その外、地方治安長く安定せず個人的な移住が不可能であつたためである。

#### 農業に於ける雇傭關係及び爭議

農業労働者を雇傭する方法には賃銀労働によるものと分益労働 Share Tenancy によるものがある。

分益労働は收穫物の分配によつて労働の報酬を得るものであるが、その分益の率は地方により區々で、ラグナーの椰子園では收穫椰子の五分の一、タバスでは三分の一を労働者に與へ、雇主・労働者間は圓滑に行つてゐる。米作

農業では労働者側の條件極めて不利で、舊來の慣習に引きずられ封建的要素を多分に殘存してゐる。米作は一般に分益小作制で營まれ、小作料は收穫物の五割程度である。雇主たる土地所有者が労働者たる小作人に現金又は米を貸した場合には收穫時に法外な利息を請求し、さもなければ労働者の返済する現物債務たる米を市價より遙か低位に評價して受取るのである。甚しきは米借に對し二倍から六倍の利息支拂を要求し、或は利息の一部として特に勞務奉仕、獎勵をなさしめる。

かゝる苛酷な條件のため、分益労働者は自己の生活を擁護するため米作地方に分益労働者組合を結成し、雇主の不當な暴所に對抗し、その弊害を除去せんとしてゐる。労働條件が不利なため爭議が頻發する。一九三七年の代表的な爭議はパンパンガ、イロイロ、バナイ、ブラカン、タルラック諸州の蔗作及び米作地方に發生したものである。これらの地方は極端に人口稠密で、爭議の中心パンパンガ州では、人口の八割が農民、その内農場所有者は僅か三%、小地主一〇%、残り七〇%は農奴に等しい小作労働者である。米作蔗作の労働はその性質上季節的で、耕作、收穫期を除いた三―五ヶ月間は大部分失業状態にある結果、農民は生活切り抜けのため前借するか、他の企業で臨時に労働する。分益労働者は前借をなすのが普通である。

その前借は多く高利であるため生活の困難は益々加重し、爭議の發生を當然としなければならなくなる。特にイロイロ州の甘蔗栽培地に生じた爭議は軍隊の出動に刺戟され事態の紛糾を招いた程であつた。

政府はかゝる爭議の防止のため一九三三年に分益小作法を實施し、收穫物分益制度の舊習を適正化せんとしたが、それを適用するには各州の地方團體の決定によらなければならぬので、實際には一般化してゐない。

## 第四章 比島の鑛産資源

### 第一節 概 説

比律賓は鑛産資源に甚だ恵まれてゐる。Ware D. Smith の調査によれば、比島に存在する鑛物は一六三種に及ぶといふ。その中企業的に重要なものは、金及び銀の外に銅、鐵、滿俺、クロム(クロマイト)、鉛等である。卑金屬鑛は近年急速に産額の増加を見てをり、何れも相當に豊富な埋藏量を有してゐる。又非金屬鑛では石炭、硫黄、石棉、アスファルト、石膏、大理石、石灰、其他石灰、粘土等種類はかなり多いが、多くは未だ少量しか發見されず従つて大規模の採取利用は行はれてゐない。

比律賓の鑛業は、前述の如く鑛物の種類豊富なるにも拘らず、その開發は各種産業中最も遅れてゐる。その原因と目すべき諸點として調査の不充分なるがため、鑛物の種類、品位、埋藏量其他賦存状態が判明しないこと、比島憲法が天然資源の開發に對し外國資本の流入を非常に制限してゐたこと、鑛地租借制度によつて自由採掘の否定されてゐること、技術者及び労働者の不足なこと、石炭の著しい缺乏と發電力不足により島内精鍊の見込薄なること、概して交通の不便なること、多數の小島からなる地形と斷層の多い地質構造との爲に鑛床の多くが小規模の斷續的なものとなつてをり、能率的な採鑛を阻碍してゐること、加ふるに概して地質的に年代新しく金屬鑛の多くがその品位が低いために、生産費の點からも、技術の點からもその開發が不利であること、重工業の發達せざるため金屬業を除く全部を粗鑛の儘輸出してゐた關係上、外國市場に左右されてゐたこと等が擧げられる。

比律賓の鑛産資源中、金は最も多額の産額を示し、全鑛産額の八〇%内外を占めてゐる。然も未だ完全なる開發の域に達してゐない。ミンダナオ島の鐵鑛床の如く五億噸の鑛量を有するといはれてゐるにも拘らずサンパレス州に千數百噸の推定鑛量を有するクロム鑛の大鑛床と共に政府の保留鑛區として未開發の状態に置かれてゐる。石炭は各地に賦存してゐるが、量と質とに於て我が内地のものより劣る。石油はその存否尙疑問である。硫黄は比律賓が火山の多い島だけにその量豊富にして必要に應じ採取可能である。以上の如く何れも未開發の状態にあるが比律賓の地下資源はその爲今後の開發に俟つべきものは更に多いと言はれるであらう。

次に貿易上に表はれた比律賓鑛物資源を検討してみるに、比律賓鑛稅局の統計によれば、金、銀塊等は、比律賓が米國の統治下に入つた當時から、極めて僅か乍ら輸出されてゐた。一九〇〇—一九〇九年の十年間の年平均輸出高は僅か一一七、二七二ペソに過ぎなかつた。其後一九一〇—一九一九年の十年間の輸出高は年平均一、八一〇、四三七ペソと相當の増加を示したが、現在に比すれば甚だ少額である。一九二〇年以後の十年間は比較的順調に進み、その輸出高も平均三、〇〇〇、七五二ペソとなり、比律賓輸出品貿易品目中漸次その存在を認められるやうになつた。この期間中特記すべきは一九二六年以降ベンゲット及びパラトック金山の好成績に刺戟され、金山に對する企業の著しく増加したことで、これがため一九二九年度の輸出高は六、六〇一、二八六ペソと一躍従前の十年間平均の二倍以上になつた。

一九三〇年以降の發達は特に顯著で、一九四〇年には十年前の約十倍の輸出高を示し、就中、一九三八—四〇年に亘る三ヶ年の輸出は、一九三八年六一、〇一三、五八八ペソ、一九三九年七二、六五三、三三九ペソ、一九四〇年七七、七五三、四九六ペソと逐年増加し、主要輸出品となつた。

一方比島の卑金屬鑛産物の輸出に就いて之を見るに、日支事變及び歐洲情勢の緊迫に伴つて軍需資材として鐵、銅、クローム及び滿俺鐵の生産著しく活潑となり、世界市場、特に日、米兩國よりの需要増加により輸出も又激増した、然るに米國政府は國防資材確保のため一九四一年五月輸出統制令を以て樞軸國側に對する鑛物資源の輸出を制限或は禁止した結果、卑金屬鑛業の前途に一抹の不安を投ずるに至つた。

次に一九三五年以降の各種卑金屬鑛産物を輸出高より見れば次表の如く、比律賓經濟上に占むる鑛産物の重要性の愈々高まりつゝあるのが見られる。

比律賓鑛産物輸出高（一九三五—四〇年）

種類	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
銅	1,170,177	1,700,000	2,650,000	1,120,000	2,000,000	3,000,000
銅選鑛	—	—	—	—	—	—
鐵	1,100,000	2,200,000	3,300,000	4,400,000	5,500,000	6,600,000
クローム鐵	27,500	30,750	1,500,000	1,500,000	2,100,000	3,800,000
滿俺鐵	33,333	40,000	37,700	99,185	76,800	1,000,000
計	1,300,807	3,183,600	5,188,300	7,999,900	11,100,000	13,700,000
總輸出高ニ對スル割合	0.8%	1.3%	1.9%	3%	4.3%	5.3%

以下、金屬鑛物資源として金、鐵、滿俺、クローム、銅、其他非金屬鑛物資源として石炭、石油、アスファルトの各項目につき概説する。

第二節 金屬鑛産資源

イ、金 鑛

金鑛は全島諸所に賦存するが、企業的に採取されたのは主として、マウンテン、マスバテ、北カマリネス、プラカン、スリガオ及びサンボアングの各州でサンボアングでは今日までに砂金のみ採取せられ、他の川では鑛脈砂金共に稼行されてゐる。鑛脈は主に安山岩、内綠岩等の中に、又はこれらと更に古い變性岩との接觸部に沿つて一存する。これらは多く銀及び銅との合金として存在するが銅を含有しないものもある。

産額の點から主なる州を挙げれば、數年前まではマウンテン州が殆ど全産額の九〇%以上を占めてゐたが古くより稼行されてゐた北方マリネス州バラカレ地方の金産地が復活してかなり大幅の増加を來たしたので、最近數年間はマウンテン州の産額は全島の六五%程度となつてゐる。北カマリネス州は最も早くより知られてゐる砂金産地であるが、近年は鑛脈の開発が進んで砂金の産額を凌駕してゐる。同州バラカレでは現在浚渫式砂金採取が行はれて居り、その採金能力一日に〇萬噸に達してゐるといはれてゐる。右兩州に次ぐマスバテ州には、低品位の大鑛脈があり比島最大の精鍊設備がある。

其他ミンドロ、ヌエヴァ、エシハ、東ミサミス、バナイ、パンカレナン、タバパス等の諸州に金鑛脈又は砂金鑛床の存在が知られてゐるが、調査不充分で詳細は判明せず、今後商業的に採金の可能性があるか否かは確定出来な

次表に一九三八年度、金、銀産出高は鑛區別に示す。

鑛區別金、銀產出高（一九三八年度）

二二六

鑛區	金		銀	
	數量(純オンス)	價額(ペソ)	數量(純オンス)	價額(ペソ)
ア	四・〇〇	一七七・三二	—	—
ブ	—	—	—	—
ラ	—	—	—	—
アルバイ	三六六・一八	二四、三〇五・九八	三、六二〇・八〇	二、九四〇・九八
南カマリネス	一、五五〇・四三	一〇八、五二九・五四	七一四・四〇	九二三・七一
中央ルソン	一四、〇八三・二二	九八五、四〇五・一四	一〇、〇四六・九九	一一、九二五・二八
マスバテ	一〇二、八〇二・二〇	七、一九五、九八九・一八	三一八、五一三・五六	四一一、七六八・二八
ミサミス	三〇八・一五	二一、〇七五・七八	六六・九八	七六・一一
マウンテン	五九三、〇〇七・九七	四一、四四〇、七七九・二六	四八四、九七四・四七	五九八、六〇九・〇三
パンガシナン	四一・六八	二、九二七・二二	二・五四	二・二四
パラカレ	一四一、四八八・三二	九、八六五、八〇五・七一	一八二、一九一・五四	二二三、〇二九・三八
スリガオ	四一、七五二・六七	二、八六七、二二一・一六	一七四、九三六・〇五	二二六、七一六・六七
サボアンガ	一、六八三・三九	一一八、一八九・八〇	一二四・九九	一六三・五八
計	八九七、〇八八・二一	六二、六三〇、三〇六・〇九一、一七五、一九二・三四一、四八七、一五五・二七		

ロ、鐵鑛

鐵鑛は全島各所に賦存し調査されてゐるものはその一部に過ぎない。その中で主要なるものは一〇鑛床で、現在

確實に知られてゐる全鐵量を井上禧之助博士は四・四億噸、上治寅次郎博士は五・五億噸内外と推測してゐる。主として紅土となつてゐるものが多いのは南洋一般の特徴で酸化の甚しいためである。採掘して冶金に適するものは赤鐵鑛、褐鐵鑛及び磁鐵鑛であるが、菱鐵鑛を除く凡ゆる種類の鐵鑛が存在する。紅土となつた鑛床は三米以上一〇米の厚さに地表を蔽ひ、赤鐵鑛、褐鐵鑛を産し、磁鐵鑛は花崗岩又は石英内綠岩及び石灰岩、頁岩との接觸部に生成するものである。品位(含有量)は四五―六〇%のもの多く、ブラカン州アングット鑛床(埋藏量一〇〇萬噸、乃至二〇〇萬噸)の鑛石が優良で六五%に達するものがある。この他ブラカン州には數個の鑛床が知られてをり、埋藏量は總計五〇〇萬噸乃至七〇〇萬噸に達すると見られてゐる。

地方的に見れば、比律賓最大の鑛床であるスリガオ鑛床は品位は餘り高くなく五〇%程度のもので、鐵量五億噸といはれてゐる。北カマリネス州北方のカランバンガ島の鐵鑛は含有量六〇%、埋藏量(鐵量)一〇〇―二〇〇萬噸。同州ララップ鑛床のものは磁鐵鑛を主として鐵量二〇〇萬噸といはれ、含有量六〇―六九%である。サマール島南東部エルナミの赤鐵鑛の鑛床は鐵量二、〇〇〇萬噸、品位六〇%外にも同島には若干の鑛脈あり、品位五五%位とのことであるが未だ採掘に至つてゐない。マリンドケ島モグボクの磁鐵鑛床は品位六三%推定埋藏量五〇萬噸。其他イナトアン、ノノック、デイナガット等の島嶼に鐵鑛があり、セブからも發見されたといふが詳細は不明である。

斯くの如く比島に於ける鐵鑛は、その廣範圍に互る存在が知られてゐながら容易に開發されなかつたもので、最近稍々活潑に對日輸出が行はれるやうになつたとはいへ、漸く開發の緒に就いたといひ得るに過ぎない状態である。これは島内市場の缺除、島内精鍊の大規模に行はれないこと等に起因してゐる。假に比律賓鐵鑛を本邦に積出

し、内外地の製鐵所に於て處理するとしても、過去の通常時の實例に徴するに含有量六〇%以上の鐵石でなければ採算不能といふのが通則であるが爲にそれも不可能であり、現地精鍊は如何といふにこれも製鐵作業に不可欠な優良なる骸炭の自給の出來ない今日、不可能であらう。斯く比律賓の鐵鑛業の開發には幾多研究を要するものがある

と考へられる。  
併し鐵鑛業が最近約十年間に急速に發展したのは日本の需要増加によるもので、採掘された鐵鑛は殆んど全部本邦に向け積出された。本邦向け輸出されたものは全部品位六〇%以上のもので、一九三九年度の鐵鑛輸出總額六〇九、〇四三、一八一噸（價額三、九二二、二二五ベソ）の中日本向け輸出は五七四、六一九、〇六二噸、この價額三、一〇一、七一九ベソに及び、一九四〇年度には鐵鑛以外の鑛石全部を含むも、輸出總額一、四七八、八〇四、〇九三噸（價額一一、〇〇五、三〇三ベソ）の中、日本向け輸出は、一、二六三、五五三、六一一噸、この價額六、八四六、六九六ベソに及んでゐる。最近數年間生産を行つてゐるのは四社で、一九四〇年現在稼行中の鑛山は六、その鐵鑛産出高合計は次表に示す如くである。

鐵鑛産出高（一九三六—一九四〇年）

年 度	數 量（噸）	價 額（比）	備 考
一九三六年	五九六、二五六	二、一〇八、八四一	
一九三七年	五九三、八九四	二、一三九、〇四八	
一九三八年	九二二、四〇五	三、六五五、八四二	
一九三九年	一、一六六、七八一	四、九一四、八〇〇	

一九四〇年

一、二三六、二〇六

五、五六四、九九二

### ハ、滿僱鑛

滿僱は製鐵事業と切離し得ない重要金屬である。即ち鋼鐵の合金に強靱性と不銹性とを與へるのみならず、爐鑛作業上脱酸及び脱硫には缺くべからざるものである。而かも世界の三大製鐵國たる日、獨、米の三國何れも揃つて滿僱鑛を殆んど産しないことも既に知られてゐる所である。特に現下の状態に於て我が製鐵事業の需要を充し得る滿僱生産地はマライ及び比律賓のみであつて、この意味において比律賓の滿僱鑛の地位は極めて高く評價されねばならない。加ふるに比律賓の滿僱鑛は品位高く四五—五〇%であつて、印度産四七—五二%には劣るも、ブラジル（三八—五〇%）、ソ聯（四一—四八%）、南阿（三〇—五一%）を凌ぎ、埋藏量もかなり豊富で、各會社所有鑛山の埋藏量のみで四〇萬噸を超え、未調査のものに至つては判然しないが、數百萬噸は容易に開發し得るものと見られてゐる。

比島に於ける滿僱鑛の存在は相當以前から知られてゐたのであるが、今世紀に入つてから一九〇九年一二、五〇〇ベソ、一九一六年三〇、〇〇〇ベソ、一九一八年九、〇〇〇ベソの産出が記録されてゐる位である。右の中、一九一六年の三萬ベソ（數量三千噸）は本邦向けとして積出されたものである。然るに一九三〇年代に至つて漸く滿僱に對する關心が高まり、一九三四年に米、比資本家によるイロココ滿僱鑛業會社が設立され活潑なる經營を行ひ今日に至つてゐる。

日、米兩國に於ける需要が激増して急に産額の増加を見るに至つたのは一九三七年で、輸出額を見るに一九三六年の二五五噸から、一九三七年には一二、〇〇〇噸を超えるに至つた。一九三六年米國へ二五四噸、一九三七年四、

七一四、七艘で残餘は日本へ輸出してゐる。この頃より米國は比律賓の滿鐵に關心を示すに至りその買付のため價格は騰貴した。支那事變後は我が國への輸入を妨害し、一九四一年五月には輸出統制令によつて對日輸出は品位三五%以下のものに限るとの制限を加へた。一九三九年に於ける各鐵床の産額は約三五、〇〇〇噸で主として九鐵床より産出されてゐる。滿鐵の生産に於て現在最も重要な地域は産額順にプスアンガ島、マスバテ島、シキホル島の三島を始め、ルソン島、南カマリネス、北イロコス二州等である。分布は非常に廣く全島至る所に鐵床があり、今後開發の可能性大なるものと見らるゝも未だ採掘してゐない所もあり、又調査の行届かない地域でもその存在だけは知られてゐる所もあるといふ狀況である。又各地の金鐵床には滿鐵を含有するもの多く、分離採取が可能なものがある。次に最近の滿鐵生産高及び輸出高を表示す。

滿鐵生産高（一九三六—一九四〇年）

年 度	數量(噸)	價 額(ペソ)
一九三六年	二、五四九	四七、一五六
一九三七年	二五、二一八	四九五、五五一
一九三八年	五八、一四三	一、〇九八、七七〇
一九三九年	二九、三九四	六〇二、六二三
一九四〇年	五二、一六六	一、四二〇、三八九

國別滿鐵輸出高（一九三五—一九四〇）單位噸

年 度	日 本	米 國	其 他	計
一九三五年	一一、二一〇	五〇八、一〇〇	—	五一九、三一〇
一九三六年	九七二	二五四、〇〇〇	—	二五四、九七二
一九三七年	七、四九一、三二一	四、七一四、七五七	—	一二、二〇六、二七八
一九三八年	四九、〇〇三、一九六	三五三	—	四九、三五九、一四九
一九三九年	二二、五一〇、三一〇	一一、三四五、二一七	—	三五、八八七、四五七
一九四〇年	五、七七五、九六〇	四五、八八〇、八四五	—	六一、六五五、八一五

ニ、クローム鐵礦（クロマイト）

クローム鐵は製鋼業にとり合金用として重要な金屬である。比律賓のクローム鐵開發は滿鐵と共に最近發展をみたもので、僅か五ヶ年の短期間に著しい生産の増加を來し、クローム鐵生産國として世界第十二位より第六位に上つた。此の事實は卑金屬工業國並にこの軍需鐵資源を必要とする各國政府の關心をひくに至つた。このクローム鐵は米國に於ては滿鐵同様國內の生産が少くない爲比島に期待した鐵物資源の一である。

一九三九年の統計によれば、米國內産額は四五%以下の比較的低位の鐵石が僅か三、六〇〇噸あるに過ぎず、輸入は三一七、五〇〇噸に達してゐる。これらは現在まで、南阿及びキューバから大半を輸入してゐたものであるが、太平洋方面では、ニューカレドニア及び比律賓が重要な地位を占めてゐた。比律賓よりは一九三五年八〇〇噸弱を輸入して以來、年々激増し、一九三七年四四、〇〇〇噸、一九三九年には七二、〇〇〇噸に達してゐた。

元來クローム鐵は一九二二年ルソン島のサンパレス州カンデラリア附近で發見され、殆んど同じ頃アンテイケ州、北イロコス州でもその所在が知られるに至つた。一九二五年にカンデラリア鐵床の調査が行はれたが、分析の

結果商業的に餘り價値のないことが確められた。その頃同州マシソックの東方約二五キロ附近に一個の塊狀鑛體をなす大鑛床が発見され、分析の結果は低品位であつたが、埋藏量は一、五〇〇萬噸と推定された。

併しその後一九三三年までは、若干の採掘を試みられたことと、南カマリネス州に政府のクローム鑛保留地三ヶ所が設立されたことの外には殆んど新事實の発見もなく新たな發展も見なかつた。

米國が比律賓のクローム鑛の價値を重要視し始めたのはこの頃からで、全島に互つて調査を行ひ、一九三七年までに各地の鑛床は相次いで発見され、本邦系の商社も採掘、買鑛に投資するに至つた。

現在産額最大の地方はルソン島サンパレス州、南カマリネス州、北イロコス州、バナイ島のアンテイケ州、其他サマル島南部、ホモンホン島、デイナガツト島の北端及び南側、アンピル島、ミンダナオ島の東ミサミス、スリガオ兩州等にも經營可能の鑛床が発見されてゐる。

分布状態を見るに、橄欖岩、蛇紋岩等の過鹽基性岩に隨伴し、鑛床は母岩と明確に區別されて黑色を呈し、楕圓狀又は塊狀をなしてゐる場合が多い。主な鑛床は群島の東南兩側に鑛床帯をなしてゐて、東側では南カマリネス州よりサマル、ホモンホン、デイナガツト島を経て、スリガオ州に至る所に基性岩が存在し、西側では北イロコス州に始まつて南方サンパレス州からミンドロ島、バナイ島を経てミンダナオ島に及んでゐる。現在までに発見されてゐるクローム鑛は右の孰れかの鑛床帯に屬し、尙調査探鑛の行はれない部分にもなほ相當の鑛床の存在する可能性がある。鑛石は所謂クロマイト又はクローム鐵鑛と呼ばれるもので、長さ八米、幅一五米、深さ二米位の「レンズ」をなしてゐるのが普通である。品位は概して四五—五〇%で、現在比律賓最大のクローム鑛産地で有名なマシソック鑛床は、品位三四%以上、鑛量一、〇〇〇萬噸と推定され、南カマリネス州、サン・ホセ鑛床は品位高く

五〇%内外にして、四八%以上の推定埋藏量一〇萬噸といはれる。

其他同じサンパレス州サンタクルス地方にも約一八萬噸の埋藏鑛あり、又南方カマリネス州ラゴイ灣沿岸のクローム鑛は埋藏量こそ一〇萬噸内外であるが、鑛質頗る良好で平均五五%のクローム酸化物を有する。この外ラウイス河流域、サマノル州、スリガオ州、ミンダナオ島各地にも數萬噸に達する推定埋藏量のクローム鑛床がある。世界に於けるクローム鑛の産出が約一〇〇萬噸(一九三七年)で供給不足の嘆かれてゐる折柄、比島は將に世界のクローム供給國たらんとしてゐる。更にクローム鑛の産出が比島にとつて將來益々有望なることは、産出費の低廉なこと、鑛床が何れも沖渡しに便な地にあることに依つても分る。

次に最近五年間の産出高を表示す

年 度	ク ロ ム 鑛 産 出 高 (一 九 三 六 — 一 九 四 〇 年)	數 量 (噸)	價 額 (ペ ン)
一九三六年		六、六四五	二四九、二七〇
一九三七年		七九、四九〇	一、五〇〇、五七八
一九三八年		四〇、三三三	八〇三、二三一
一九三九年		一三二、一七七	二、二九五、一六七
一九四〇年		一八六、〇〇二	二、六一二、一九二

ホ、銅 鑛

銅鑛は主として黄銅鑛等の硫化物であるが、銅鑛の主要産地はマンカヤン銅山で古くから斷續的に稼行されてゐる

た。その附近のデイリケ銅山も近來著明となり、ルソン島の南方ラブラブ島、バナイ島にあるアンチク州サン・レメヒオ銅山等からも産出するやうになつた。これ等の鑛石は殆ど全て日本に送られてゐた。

全鑛脈に硫化鑛を含むもの多く、これ等硫化鑛から銅、鉛、亜鉛等が得られるがために金鑛處理の副産物として銅を回収してゐる。マリンスケ島、ピラー島、カピス州（バナイ島）、ルソン島のサンバレス州、ベンゲット州、ベンガシナン州、北カマリネス州及びカタンドアネス州等にも近來銅鑛が発見されてゐる。しかし銅鑛が大工業化されたのは近年のことで、未調査の處多く、目下大なる鑛床は未だ知られてゐない。

現今採掘されてゐるものは相當の品位を有し、三—一〇%である。銅鑛中には又合金すること多く、特にベンゲット州、マウンテン州の銅鑛中には〇・〇六オンスの金を含んでゐる。

以上の如く従來判明した所では、比律賓の銅鑛床は何れも小規模のもので、今後の調査に俟つ所が多いと考へられる。併しどの程度の埋藏量があるかは豫測出来ない。一説には五〇〇餘萬噸といふが、或は餘り大きな期待に副ふ程存在しないと斷ずる向もある。併し銅鑛業の特徴は小資本でも品位さへ相當高ければ、比較的容易に採算のとれる點にある。さうして比律賓からは鑛石のまゝでも日本向積出が可能である。そこで大東亞國の需給を考慮する時、比島の銅は極めて重要な地位を占めるものである。従來も殆んど日本市場に依存してゐたのであるが、日本が他地域からの供給に期待出来ない今日では、更に凡ゆる手段を講じて、その開發増産を圖る必要があるものと思はれる。

次表に最近年に於ける銅鑛産出高を示す

銅鑛産出高

年 度	銅 精 鑛	價 額 (ペソ)	銅	價 額 (ペソ)
	數量 (噸)		數量 (噸)	
一九三六年	五	一、七〇四	—	—
一九三七年	二、二四六	五七七、七〇九	一三、〇〇〇	二八七、二〇〇
一九三八年	二、八八九	一、三六七、〇九九	一七、七三三	三〇五、六五六
一九三九年	六、〇四七	二、二三六、三九三	二八、三三三	七二六、〇九一
一九四〇年	七、九五七	三、三三八、六三五	二九、八七四	九五四、九〇五

へ、其 他

上記金屬の外、鉛、亜鉛、白金、銀、タングステン、モリブデン、ニッケル等を産出するも、開發が充分に行はれてゐないため、その將來が期待されるに止まる状態である。

第三節 非金屬鑛産資源

イ、石 炭

比律賓の石炭の採掘が大なる成功を収めなかつた主な理由としては十分な資本及び技術の缺除が擧げられ、加ふるに炭質が輸入品に比して劣悪であつたといふことが擧げられる。即ち比律賓に産する石炭は瀝青炭及び褐炭、亜炭等を混へ、之を貯藏する時は自然發火の惧れがあり、のみならず炭層には屢々斷層があり、歪曲、傾斜甚しく且つ頁岩と交互に層をなしてゐて、坑道を穿くには多大の努力と支柱用の木材とを要し、又露頭は風化と粘土その他



の被覆物及び碎石斜堆又は崩壊のため不明瞭となり、その上に森林の生成したものが多く、これらの条件は採掘を極めて困難なものとした。而も輸送上の困難は採炭に要する経費を更に増大せしめたのである。

無煙炭に近い高品位のものも勿論皆無ではないが、比律賓に於ける石炭の生成は總て略ぼ同一期に屬し、品位の高いものは火山活動その他の地質的變動の結果によるものであるが故に高品位のもの程開發が容易でないといふ事になつてゐる。

石炭の存在は群島中各島嶼に及んでゐるが、重要なのはバタン島、ミンダナオ島、ゴタス及びブトング、セブ島、ポリリオ島、ミンドロ島、マスバテ島である。米國より派遣され石炭、石油其他の礦物資源に關し専門に研究したペイン博士の報告によれば確定鑛量約四三五萬餘噸、推定鑛量約六、二〇〇餘萬噸であるが、採掘可能量に關しては報告されてゐない。要するに右報告によれば比律賓に於ける石炭鑛業には大なる期待を掛け得ずと見られる。

地方別石炭埋藏量

地名	種類	確定鑛量(噸)	推定鑛量(噸)	備考
東バターン(バタン島)	褐炭	三、三四〇、〇〇〇	二〇、九六〇、〇〇〇	
ウリノ(セブ島)	亞瀝青炭	八〇〇、〇〇〇	四、九九二、〇〇〇	
シブゲイ(ミンダナオ島)	瀝青炭	—	三、六二八、〇〇〇	
カラング	褐炭	—	二、五六〇、〇〇〇	
カムフマヤン	亞瀝青炭	—	一四、五九二、〇〇〇	
カマシン	同上	—	四、五〇五、六〇〇	

マウント・リスコ(セブ島)	同上	—	五、三五二、〇〇〇	
リブナン(アルバイ州)	亞瀝青炭	六一、六〇〇	二一六、〇〇〇	
ブルドー	瀝青炭	—	一、三三一、〇〇〇	
カクインガン	亞瀝青炭	—	六一二、〇〇〇	
ブララカオ	褐炭	—	四、〇九六、〇〇〇	
スグド(ソルソゴン州)	不詳	一五四、〇〇〇	—	
計		四、三五五、六〇〇	六二、八四四、八〇〇	

比島に於ける産出量は、その消費量に比較し殆ど問題にならぬ程微々たるものである。一九二六—三三年間にはその消費量の四・六%、即ち年平均二一、四七七噸を産出したるに過ぎない。而して一九三四年より一九三八年までは消費量の七・七八%、即ち年平均二三、一九九噸を生産、更に一九三八年に於ける生産量は消費量の一三・九%に當る四〇、五二三噸に上り、一九三九年には五五、五八五噸を生産した。

次に一九三五年より一九四〇年迄の石炭輸入量と國外生産量及びコークス輸入量を左表に示す。

石炭輸入高及び國內生産高

年 度	輸 入 數 量 (噸)	價 入 額 (ペソ)	高 價 當 り (ペソ)	生 産 高 數 量 (噸)
一九三五年	二五〇、五二八	一、五三八、六三六	六・一三	二三、四二九
一九三六年	三六八、八〇四	二、〇八二、九二〇	五・六五	二四、七〇六

年別	数量(噸)	價額(ペソ)	噸當り(ペソ)	備考
一九三七年	三六三、五一五	一、五六六、七九八	五・九五	二一、六九一
一九三八年	二五五、〇三八	一、九八四、八七九	七・七七	四〇、五二三
一九三九年	三七二、六七〇	二、九六二、二三二	七・九五	五五、五八五
一九四〇年	三二六、〇五六	二、八八〇、一九五	八・八三	不詳

コークス輸入高

これらは主として日本、濠洲、支那等よりの輸入にかゝる。比島内に石炭産額の少くないのは重工業の發達せざる一因ともなつてをり、島内各地には豊富なる鐵礦があるにも拘らず島内で製鐵することも出来ないのは正にその理由による。

八、石油

石油開發の努力は過去に於て數回行はれたが成功をみてゐない。地質構造の點から見て、背斜構造、特に穹隆構

造をなす場合は石油を保有する率が多く、種々の點からみて北方臺灣を含む日本列島及びボルネオにも略々同期の地層から石油の産出を見てゐるのであるから、比島に於て絶望とはいへない筈であるが、比律賓では斷層多く地層の急傾も又多くあり、火山岩の貫入により原油が流失してゐると見る説が多い。

しかし油徴地は各所にあり、一九三九年政府は之を石油埋藏量地として保有し、國立興發會社をして開發せしめることとした。油徴を示してゐるのはヴィゴ層であつて、頁岩中に石油の滲透があり油香を放つものがある。その主なる所在地は、タヤバス州ポントツク半島、レイテ島ヴィリヤバ並にバリタイ附近、セブ島、トレド、ミンダオ島、バダタン地方、バナイ島東部、ミンドロ島、シアシ島等である。

八、アスファルト  
「レイテ」島に於ては石油の徴候に伴つてヴィリヤバ附近に天然アスファルトが發見されてをり、石灰岩、頁岩、砂岩、凝灰岩等の中に鑛染狀に存在し、又は管てその裂隙を充填してゐた石油が揮發してアスファルトを殘留したものであるといはれてゐる。埋藏量は二〇〇萬噸乃至一、〇〇〇萬噸といはれ、道路舗装用としてマニラ・ロツク・アスファルト會社及びレイテ・アスファルト鑛物會社の二社が採掘してゐる。

第五章 林産資源

第一節 概説

林業は比律賓産業中、農業の次位を占むる重要なもので、本群島全般に互り氣温高く降水量多きため良質大樹の發

育著しく、本群島は世界有数の林産地となつてゐる。本群島を構成する島嶼は大小、有名、無名、合せて七千餘であるが、内陸は一般に運輸交通が未だ充分發達せず、従つて伐採せる木材の搬出が困難なるの短所があるが、伐採地は何れも比較的海に近く且つ良港灣に富むため、河川に依る水運が十分でないにも拘らず、比較的短區間の木材搬出用鐵道を敷設すれば、右の困難は案外容易に克服される見込である。

特に有望な森林地を有するものは、ミンダナオのアグサン、東ミサミス、ダバオの諸州である。

### 第二節 森林の概況

イ、面積、蓄積量 左に掲げる表は比律賓山林局の調査（一九三九年一月一日現在）に係はる。

森林總面積 一七、二四八、五一八ヘクタール（比律賓總面積の五八・三%）

商業林

山林

一三、五二五、〇六四ヘクタール

マングローブ

三二〇、九〇三

非商業林

山林

三、七二三、四〇七

沼澤地

二八八、〇一〇

開放地及び草地

五、二七〇、九四二

農耕地（休閒地を除く）

三、九五四、〇〇〇

其ノ他 二、六五八、六四八

計（比島總湖沼ヲ除ク） 二九、七四〇、九七四

右森林地の約九七・五%は政府所有林、二・五%は私有林である。

立木蓄積量は四六四、二四〇、〇〇〇、〇〇〇ボード呎（一、〇九六〇八三、六〇〇立方米）で、これが見積金額は八〇〇、〇〇〇萬ペソである。右の中、七五%はラワン屬材（赤ラワン、白ラワン、タンギール、アピトン、マヤピス、アルモン、パロピサス等）、二五%は其他の堅材（ヤカール、イビル、モラベ、ナーラ等）である。

これを要するに比律賓の森林は全群島面積の過半を占め、その九九%以上が官有林であり、その中には、一〇萬平方呎（約四平方哩）に及ぶ原生林を藏してゐる。比律賓に於て林業が農業に次ぐ一大産業であり、重要資源なりと云はれる所以を裏書するものである。

森林蓄積合計は右の如くであるが、保有林を除きたる商業林だけの全蓄積は九五八、四六三、〇〇〇立方米と稱せられて居り、その年成長量は約一、九五九、七〇〇立方米に及ぶと推定されてゐる。蓄積中の主要樹種は前述の如くラワン、アピトン、タンギール、イビル、モラベ、ナーラ等の潤葉樹を主とし、殊にラワン類は全群島中の原生林の四分の三を占めるとされてゐる。

ボホール、セブ兩島を除く他の大島、即ちルソン、ミンダナオ、ミンドロ、サマール、レイテ、ネグロス、パラワン諸島には何れも著しい森林の分布を見、就中ミンダナオ島、アグサング河上流一帯、東ミサミス及びダバオの兩州、西ザンボアンガ半島南部一帯、ネグロス島南半、ルソン島東北部一帯は殊に蓄積豊富で、これらの地方に於ては一ヘクタール當りの用材蓄積量は二〇〇乃至二五〇立方米に及び、伐採事業製材事業共に發達してゐる。

ロ、林型及び樹種 前述の原生林の面積一〇萬米方杆は實に群島全土の三三・四%に當り、これに對し再生林は全土の一六・六%である。他は草原及び耕地である。

原生林は所謂千古斧鉞の入りぬ森林で將來の有用材供給の源泉であるが、現在主要木材を供給するものもこゝである。荒原、耕地を草蕪のまま放置すれば、何時かはこゝに樹木が生じ雜草を壓倒し終に森林となる。これを再生林と稱するが、これにはあまり有用材は生育しない。然しこれもやがては開墾以前の鬱蒼たる大森林となるべきものである。右原生林の林型は極めて雑多であるが、これを左の九種の林型に分つことが出来る。

ラワン林、ラワン・ハガチャツク林、ヤカール・ラワン林、ラワン、アピトン林、タンギロップ林、山地林 初めの五型は比島の主要林で、その代表的樹種が何れも龍腦香料(又は二羽柿科)に屬し、これを總括して龍腦香料と呼ぶ。

各林型の面積は左の通りである。

林型	%	面積		立木蓄積 ヘクタール當り立方米
		萬ヘクタール	立方米	
龍腦香料林	七五	七、七〇〇	七七、七〇〇	一〇〇
モラベ林	一〇	一、〇三六	三一、〇八	三〇
松 柏 林	五	五、一八	一、〇三六	二〇
マンダロップ林	二	二、〇七	四、一四	二〇
山地林	八	八、二九	一	一

計 100 10,360 822,258

次に主要なる各森林型及び其の樹種について述べることにする。

1. 龍腦香料林

本科の樹木は古葉のあるうち新芽を出すので常緑樹といつて差支へないが、乾燥季中に部分的に落葉するものがあり、又一二ヶ月の短期間落葉するものもある。何れの樹種も樹高一二〇尺乃至一六〇尺に達し、直径八三尺乃至六尺に達する直幹の巨木である。

龍腦香料林に屬する各森林と樹種に就て説明すれば左の通りである。

(a) ラワン林

本群島で最も重要な商業林で、各種のラワン材を産する。乾燥季を缺く地帯又はそれが頗る短期の地帯で山麓近い斜面、通常海拔三〇〇乃至四〇〇米邊に生育し、地味良好なれば海岸近くの丘陵地まで續いてゐる。

一例としてミングダオ島サンボアンガ地方に就いてその主要林種を擧げて見れば、

「マヤブシス・ラワン」「白ラワン」「アルモン・ラワン」「カルンチ・ラワン」「バグチカン・ラワン」である。

(b) 「ラワン・ハガチャツク林」これも亦乾燥季を缺く地帯、又はそれが極めて短い地帯で、河床地區か河中の三起せる個所等に旺盛に繁茂し、又ラワン林中に貫流する流に沿つて分布する。特徴は「ハガチャツク」の生育してゐること、他科の喬木を多少混じてゐるが、龍腦香料が優位を占め従つて常緑樹林である。

(c) 「ヤカール・ラワン林」乾燥季を幾分有つ地帯即ち海岸の丘陵地帯で其の基岩が火成岩である所、又はこれ

と同条件の大溪谷の邊縁等に繁茂し、極く短期間落葉する。

(d) 「ラワン・アピトン林」この森林の主育地は標高、地形とも「ラワン林」と略々同様であるが、乾燥長期に互る地域に發達し、乾燥季の中に一部落葉を生ずるのが「ラワン林」と全く異なる特徴である。但し伐採せられる大部分はやはり龍腦香料に屬する樹種であるが、然も前記三森林中には、この「ラワン・アピトン林」に生育する樹種を産しないのは一奇とすべきである。この森林の外周には普通竹類の純林が密生する。

(e) 「タンギール・オーク林」これは「ラワン林」、「ラワン・アピトン林」の生育地以上の山岳の高所に見られるもので、或は數個の林型に區別すべきものではないかといふ説があるが、便宜上「タンギール・オーク林」なる名稱を付してゐる。

海拔四〇〇乃至九〇〇米の峡谷間、急峻な山腹地帯を占めるため、雨量の多い低地の森林地よりも却つて高温の個所に生育することとなり、従つて常緑樹林である。この森林での代表的樹種は「タンギール」及び「オーク」で、前者は龍腦香料中にも屢々發見せられるが、乾燥季が短ければ更に龍腦香料中よりも低い所にも生育する傾向があると共に又一面標高が増すとともに愈々生育を多く見るものである。「オーク」類はこの林型にあつては他に比を見ない程巨大な形態に發育し、數に於ても亦本林の特徴となつてゐる。

2. 「モラベ」林 「ヤカール・ラワン」林と略々同様の地に發見せられる。前者が火成岩上に在るに反し、これは石灰石を基岩とする場合が多く、隆起せる大溪谷の周邊や海岩等の石灰質の丘陵を占める。本森林の代表樹種「モラベ」は比律賓の最貴重樹である。本森林を形成せる巨木は數が少く且つ疎らで林相は概して密でない。巨木間には小群で、ジャングル、竹類が生育してゐて、大抵落葉性で乾燥季には高峻の地にあるものは落葉する。

「モラベ」林は概して龍腦香料林よりも蓄積量が劣るが、それは林中の立木の割合が前者よりも少く且つ樹幹が細く爲である。木材としての産出高は少いが、材質は堅硬、耐久性があり建具及家具用として優秀である。

3. 「ヤングロープ林」南方共榮圏の何れにも存在する森林である。本島のは樹種が他地のは多少異なるやうである。「バカソン」「ポトタン」「プサイン」等の紅樹科が主要樹種となつてゐる。灣頭、河口等の海岸線の安定して居る所には至る所に繁茂し、沼澤地にも生育する。

人口稠密な地方では薪炭材として伐採せられて居り、それ以上の利用範圍をあまり出でないやうであるが、未開拓の林中には驚く程の巨木が存在し、用材としても好適の見込である。ミンダナオ州では毎ヘクタール當り末端の口徑に五種以上の丸太一五〇本、一三〇立方メートルの用材を供給した記録がある。

4. 松柏林 本島唯一の針葉樹林で「ルソン」島の北部及び中央部西側にある海拔九〇〇乃至一、五〇〇米の高地で、乾燥季の明確な土地柄に生育してゐる。

松は乾燥季の長い地方に普通生育するが、湿度が高くも生育を見る。「ルソン」島では「ペングイェト」松があるばかりであるが、「ザムボルス」島には右の外に「メルクシー」松がある。

5. 山地林 山岳性の原生林で本群島總面積の八%、即ち八二八、八〇〇ヘクタールを占める。

林桐は頗る複雑で林中には各種の蘚苔類が豊富に存在してゐるので「蘚苔林」とも呼ばれる。これはこの森林地が降水量が多く湿度に富み、且つ山嶺に近い爲風當りが強く、樹木が矮性となり蘚苔類の發育が著しい故である。従つて用材に利用すべき價値は絶無である。

ハ、材種及び其の用途

(a) 赤ラワン 本邦に於て南洋材と言へばすぐ赤ラワンを想ひ出す程普及してゐる用材で、南洋材なる語は赤ラワンの代名詞かと思はれてゐる程である。一體ラワン材には赤ラワンと白ラワンがあり、比律賓に於ては前者は三等材、後者は四等材と格付されてゐる。材により濃淡の度は異なるが大體に於て赤味を帯び、木目は曲り肌は粗く、四ッ割とした場合木肌にリボン状の模様が見事に表はれる。比重は白ラワンより大で、加工は容易、研磨すれば非常に美麗となる。本邦への輸入量は白ラワンに次ぎ、赤白兩種のラワンが總輸入量の過半を占めてゐる。

用途は大體白ラワンと同様であるが、色澤が日本人の嗜好に過してゐるので、多方面に使用せられ山間僻地の建築にも使用されてゐる。

(b) 白ラワン 薄白く又或るものは灰褐色乃至は薄赤褐色で軟質の感じがある。南洋材中軽い部類に屬し、木目は赤ラワン同様曲がり稍々粗であるが、容易に加工が出来、仕上げる時は美麗な色澤となる。

比律賓に於て最も多量の供給力があり、採算を無視すれば供給は無限と云ひ得る。用途は家具、船板、包装用であるが、本邦ではベニヤ工業の發達に伴ひ主としてこれが材料に用ゐられる。蓋し新増加が前者の隆昌を促進せしめたが、殆ど唇齒輔車の感がある。因みにラワンとはスペイン語で鬱蒼たる森林の意で、始めて比律賓に上陸せるスペイン人が「オ、ラワン」と絶叫せるに由来すると謂はれてゐる。

(c) アピトン 赤色乃至暗赤色で硬くて重く一立方呎四四封度位である。木目は眞直で地肌は粗く時として樹脂を有する。加工は容易で仕上材は光澤があり重厚な感じを持つてゐる。材質はラワンより硬く強靱な爲、床板用を主とし、築材、根太、下見板等に用ゐられる外、銑床として軍需用となり、又楓、檜、山毛櫸、樺の代用材と

して電柱腕木等に用ゐられる。

(d) タンギール 鈍赤色乃至は赤褐色で相當硬く且つ重く一立方呎の重量は約四四封度弱である。木目は著しく四ッ割にした場合赤ラワンと同様にリボン様の美麗な模様を呈する。赤ラワンより耐久力が強い。用途は赤ラワンと略々同様で木目の美を賞用されるが航空機のプロペラ等にも使用せられる。

(e) アルモン 薄赤色で稍々硬く、耐久性に富み重さは白ラワンよりも軽い。木目は曲り四ッ割挽の木目は赤ラワンと同様美しいリボン模様となる。加工は容易で用途も白ラワンと似て居り、一時は白ラワンとして取引されたこともある。凡ゆる種類の家具、樂器、學術器械、函、陳列函、船板の用材となる。

(f) ナーラ 薄黄のものゝ暗赤色のものゝあり、市場では前者を黄色ナーラ、後者を赤色ナーラと通稱してゐる。赤色味が濃厚である程木質は硬く且重くなる。一般に硬く重く天然乾燥材の一立方呎は重量四五〇封度である。蓄積量は少く、他材に比し樹身が短く直径は太いもので五呎以内、一等材に屬す。

用途の主要なものは造作材であるが、高級家具、裝飾材、麻板、鏡板、彫刻材を始め、電車、船舶用材として唯一の適材である。

其の他の有用材

モラベ 本群島にて最も貴重な木材であるが蓄積量は甚だ少く、ヘクタール當り五〇立方尺以下である。頗る重く一立方尺の重量は五九封度、灰褐色又輕暗赤色で、木目は曲がり、まゝ波状をなすことがあり地肌は緻密で仕上面は光澤を有する。

一片を水中に投ずれば黄色を帯びる。堅牢なるものの代名詞の如く思はれてゐるが、海棲穿孔蟲の害に對しては耐

久性がないのを特徴とする。用途は頗る廣汎で堅固耐久性を要するもの全般に用ゐられる。例へば、木煉瓦、鐵道枕木等を始め、高級建築、車輛内部窓枠等である。堅材ではあるが加工は容易である。イビール 徑二米弱、枝下一五米に達しパラワン島に最も多い。鮮黄色で漸次暗褐色に變ずる特性があり、木目は交叉し強靱である。

### 第三節 企業形態

左に國籍別投資状況を表示する。

	投資總額(一九三七年)		現在投資額(一九三九年)	
	投資額(ペソ)	百分比	投資額(ペソ)	百分比
米	一九、九〇七、七五〇	三七・八	一一、三二九、四〇〇	四〇・九
比	一六、〇九七、四二五	三〇・八	一〇、〇九八、五五〇	三三・五
支	九、三九七、六〇〇	一七・八	二、四三一、七〇〇	八・一
英	二、五〇〇、〇〇〇	四・七	一、五〇〇、〇〇〇	五・一
日	一、二七六、五〇〇	二・四	一、二六二、一〇〇	四・二
比島人外國人合辦	三、五一七、五〇〇	六・七	二、四九四、八〇〇	七・三
計	五二、六九六、七五五	一〇〇・〇	三〇、一一六、五五〇	一〇〇・〇

比律賓人は森林の開發に就て從來餘り關心を持たず、林業は極く小規模に行はれたに過ぎなかつた。國內需要を充

たすにも殆ど華僑の手によつて營まれてゐた有様であつた。しかし米領となるに及び本島木材の價値に注目した米人が斯業に手を染めるに至つて漸く盛となり、大正の終り頃には邦人の企業者も現はれるに至つた。

伐採搬出に機械力を使用して大規模に行はれたのは一九二五年以後のことである。一九二九年には最盛期に到達したが、一九三二年の世界的不況に禍されて輸出量は半減、輸出金額は四分の一に減少した。其の後漸時回復の途を辿つたが、各國の自給經濟の確立、爲替管理等の爲再び低調となり支那事變以後は米國向けの高級製材の生産輸出のみ良好であつて、遂に大東亞戰爭に至つた。

一九三四年の憲法制定により「外國人資本のみの新規企業を禁止し、少くとも其の資本額の六〇%は比律賓人又は比律賓市民権を有する者に爲すべきことを要す」と規定された爲め、文化程度低く資本力の劣つた比律賓人の手による巨額の資本の投下は至難であるため、これが寶庫開發に着手するものは殆ど本島に於ける特權外人たる米國人のみと云ふ有様であつた。

### 第四節 生産輸出

(a) 生産量(單位ボード呎)

年度	製材	丸太	計
一九三七	三一五、八七〇、四五二	七七七、三四八、三三五	一、〇九三、二一八、六八七
一九三八	三四〇、三八一、二八四	六七四、四六六、九六〇	一、〇一四、八四八、二四四
一九三九	三五一、一一八、三〇六	—	※ 五八二、三六〇、四一七

第三編 經濟篇 二四九

一九四〇 三三二、九〇八、七二一  
 一九四一 一八三、二二六、九三〇

|| ||

二五〇

| |

※印を附したのは上半期分

(b) 輸出品(単位ボード呎) 括弧内は價額、單位はペソ

年度	製材	丸太	計
一九三七	五四、〇一一、〇〇〇	一九七、六八三、〇〇〇	二五一、六九四、九八〇 (七、八八六、二二四)
一九三八	四三、三六七、八五〇 (三、一八九、一六一)	一一七、一九七、九八二 (二、四六一、三八〇)	一六〇、五六五、八三二 (五、六五〇、五四一)
一九三九	四三、九〇四、六五六 (三、二〇六、三〇九)	一五九、〇四九、九九七 (三、一五六、八六八)	二〇二、九五四、六五五 (六、三六三、一七七)
一九四〇	五八、六〇八、九九六 (四、二七四、六五三)	一三一、二二六、七九五 (二、九〇一、四五六)	一八九、八三五、七九一 (七、一七七、一〇九)

(c) 厚木樹種別輸出品(一九四〇年)

種類	數量(ボード呎)	金額(ペソ)
アルモン	三六三、四九〇	一一、八六二
アビトン	一七、一〇六、七〇一	三九四、七〇二
ビマアン	一、三三四、七五七	三一、一九〇

ダオ	三九四、三四四	四六、七七二
赤ラワン	三一、五五六、三〇九	六九一、九五六
白ラワン	五三、九四二、〇四三	一、一六一、一七五
マヤヒス	五、二三七、四三六	九六、二二六
ナーラ	九、三二二	九〇六
ヤカール	一三、五五九	二一〇
タンキール	一一、五二七、八三五	二五一、一五四
其他	九、七二九、九九六	二一六、五一一
計	一三一、二二六、七九五	二、九〇二、四五六

(d) 製材樹種輸出品 一九四〇年

種類	數量(ボード呎)	金額(ペソ)
アルモン	七、八四七、八四九	五九四、二七八
アビトン	五、一二二、七一〇	三九六、三一八
バグディカン	六七二、一六五	七三、〇〇七
カラントス	一七、六二三	一、七三二
ダオ	八、八九八	七六〇
ギホ	七六、六五九	一三、三三三
第三編 經濟篇		

二五一



赤ラワン	二四、四三五、三一八	一、六九七、八一五
白ラワン	一六、六一八、四五二	一、一〇八、九八八
マヤピス	一一三、一七三	一一、九三七
ナーラ	一三、五一四	五、二八八
パロサピオ	一〇七、七八八	九、六八一
パラシヨレ	二二三、二七四	一六、七八九
テインダロ	四二四	四九
タンギール	二、二五〇、五六二	二二一、七七五
ヤカール	一五八、一二七	二五、六四一
イビール	一、〇四二、四六一	九七、三一四
其ノ他	五八、六〇八、九九六	四、二七四、六五三
計		

第五節 林業の地位

比島内に生産される木材の八〇%は國內消費であり、これと輸入される僅少の木材とを加へたものが島内需要量と見做し得るが、右は大體年一〇〇萬立方米で一九三六年後増加の傾向がある。これは人口の増加、鑛業の發展、住民の文化程度向上に歸因するものと考へられる。大東亞戦争の結果、比律賓の獨立が約束されたが、獨立の際には、如上

の見解に誤りなしとすれば、更に木材消費の増進することは必然であらう。

(a) 輸出額上より見た木材貿易の地位

年次	總輸出額(ペソ)	木材輸出額(ペソ)	百分比
一九三七	三三三、九二一、三九四	七、八八六、二二四	二・三六
一九三八	二三一、五九〇、五五四	五、六五〇、五四一	二・四五
一九三九	三一三、五八四、九六三	六、三六六、一七七	二・〇三
一九四〇	三〇五、三二〇、一五二	七、一七七、一〇九	二・三二

(b) 木材輸出主要別比較

年次	數量(ボード呎)	金額(ペソ)
一九三七	一八一、七三四、八八〇	二、〇五四、八四八
一九三八	二〇一、二七一、五五二	二、四二八、四一六
一九三九	一二二、九一五、九〇四	一
一九四〇	九五、〇六〇、九三二	一

年次	數量(ボード呎)	金額(ペソ)
一九三七	三四、四七二、八九六	二、五二五、二三九
一九三八	二二、四〇四、五八四	一、五七三、九〇五

年次	支那	日本	金額(ペソ)
一九三九	二四、一三四、九二八		上半期 七四三、五二〇ボード呎
一九四〇	四〇、一六一、五八〇		五〇三、四七二ペソ
一九三七	一四、三三四、九五二		三五四、二七四
一九三八	一五、三三三、三六〇		四一四、六二六
一九三九	三七、五六五、五五二		上半期 一九、三二九、七三六ボード呎
一九四〇	三一、九五九、〇三八		

昭和	輸入總額	比島材	百分率
一〇年	四九、七七五、二〇〇	五、〇九五、三〇〇	一〇・二
一一	五五、五四八、〇〇〇	七、三二九、八〇〇	一三・二
一二	六四、八一七、四〇〇	一、二六〇、〇〇〇	一七・四
一三	二八、一九八、一〇〇	六、六九五、四〇〇	二三・九
一四	三二、三二五、七〇〇	一〇、三六五、六〇〇	三二・一
×一五	二八、三一五、九〇〇		

×は昭和十五年九月迄の合計

因みに比律賓に於ける「ラワン」材輸出量は左の通りである。

年次	用材輸出量	ラワン材輸出量	百分率
一九三七年	五九三、六一〇	五〇三、七〇三	八四・九
三八	三七八、六九五	三〇〇、八二二	七九・四
三九	二五三、五四〇	一九一、七三四	七五・六
四〇	四五三、〇二八	三四〇、九六九	七五・三

一九四〇年は三九年七月―四〇年六月  
一九三九年は同年一月―六月  
他は暦年

### 第六章 水産資源

比律賓群島は大小の島嶼七千を數へ、海岸線の延長一八、四〇〇軒に達し、沿岸に棲む食用魚類は一九、〇一八種の多きに及ぶといはれるも、水産業の發達遅々として見るべきものはない。たゞサバヒの養殖に於てのみは世界的である(養殖地五〇、〇〇〇ヘクタール、生産高四、五〇〇噸)。

漁期は十一月から翌年四月にかけての東北季節風の時期には西海岸方面が、漁業最も盛んで、五月から十月までの南西季節風には東海岸が活況を呈する。  
一九三九年に於ける漁業者は約一一、五〇〇人、三艘以上の免許海上漁船は二四四隻、漁獲高は次表の如く二〇、

〇〇〇艘で、これに三艘未満の分を加へれば五〇、〇〇〇艘に達するものと推定される。

年次	漁獲高	免許漁船(三艘以上)	漁獲高(艘)	價額(千ペソ)*
一九三三年	八九	八九	四、七〇一	一、四一三
一九三四	一一五	一一五	六、六四八	一、九九五
一九三五	一五六	一五六	一〇、六七〇	三、二〇一
一九三六	一八五	一八五	一三、〇二〇	三、九〇五
一九三七	一八七	一八七	一五、〇四五	四、五一四
一九三八	二〇一	二〇一	一八、三一五	五、四九五
一九三八	二四四	二四四	一九、六七四	五、九〇二

\*一艘を〇、三ペソとして計算

漁撈方法

漁撈方法で最も發達してゐるのはバクラウド漁業で、沿岸一帯に行はれ、水深七―八尋以内の泥土に木材、竹、籐を用ゐて、琵琶湖で行はれる簀建ハシケンを設ける。漁獲物は鯖、鯉、鯰、鰻、鯖、鯛、海老等である。ビームトロール漁業は産質が砂或は泥土で水深一〇〇尋以内の場所で行はれるものであつて、現在はマニラ灣に限られてゐる。

マニラ灣は古くより邦人漁業者が打瀬網を盛んに行ひ、トロール漁業の基礎を築いたものである。エソ、タカサゴ、ヒイラギ、鯨類を獲る。

沖縄式追込網漁業は水深一四―一五尋以内の海中透明なる所で行ふ。主に赤ムロ、鯨、鯛を獲る。

サビアオ漁業は、日本の棒受網に似た漁具を用ゐ、使用船數二―四隻にて網を張る。

ガブアブ漁業は比律賓特有の細長い漕船により、漁場にて魚群を取りまき、日本の繰網に似た網を用ゐて行ふ。マニラ灣、バナイ島附近に盛んである。漁獲物は鰻、鯰、鯖等である。

ボボー漁業は、竹又は籐にて籠を作り底の魚を獲る。鯛、鯉、鰻等を獲る。

その外、特殊なる漁業として潜水漁業のあることは世人のよく知るところで、眞珠貝、蝶貝、海綿を目的とし、ホーロー群島中のボンガオ島で行はれる。

漁獲魚類は、ハナムロ、ヒイラギ、ネムブトリツド、鯖、エソ、ニザ小海老、鰻、片口鰻、鯛等で、鰻、片口鰻は比島民の重要な食用魚で、前者の鹽乾製品はトヨ、チバナの市場で取引される。

鰻と、鯖は本群島の周邊に大群をなして生棲してゐるが、比島人による漁獲は行はれてゐず、將來我國の遠洋漁船の漁獲対象魚族として好適である。

マニラ市は魚類水揚港として比律賓第一で、一九三九年に於ける入港漁船は、八六隻、水揚高一二、〇〇〇艘、四〇年上半期の入港船舶八五隻、水揚高七、四〇〇艘(邦人によるもの五、四〇〇艘)に達し、邦人漁夫の水揚高は壓倒的である。今次大戦争直前に於ては日比合併組織による漁業經營が次第に増加してきたが、中でもザンボアンガにあるシノフード・コーポレーション(南洋水産株式會社)は一九三六年に設立された最も有力なものである。

## 第七章 財政

## 第一節 概況

## (イ) 小史

比律賓政府の財政は米領となつて後も暫時西班牙時代の收税法を踏襲し、而かも當初は軍政の下に経費は比較的僅少で殆ど毎年剩餘を出したが、一九二九年紐育取引所の恐慌勃發以來歳入不足を續けたるところ、一九三三年新たに總督として來任せるフランク・マーフィがルーズヴェルト政府の意向を受けて極度の經濟節約を行つた結果、再び黒字財政に轉じた。一九三五年コンモンウェルス政府成立以後、政府の経費は米國ハイ・コンミッション政廳費米國陸海軍駐屯費及び米政府直轄のものを除き一切比律賓政府國庫より支出すべき旨規定せられたが、財政状態は引續き堅實を持續しつゝあつた。しかし漸次完全獨立の年たる一九四六年が接近するにつれ、その準備の爲め諸支出次第に増大すると共に他方時局の逼迫は巨大な國防費を不可避とせしめた。

そこで一九三九年ケソン大統領は税制の大變革を斷行、國庫收入の増大を圖ると共に、他方支出豫算に於て極度の緊縮方針を採るべきことを明にし、又獨立準備の爲めの各種経費の増大に對しては之を年々約三千萬ペソに上る米國よりの椰子油消費稅拂戻金によりその大部分を賄ふ方針を採り來つた。

かくて政府豫算は一九四一年度に至る迄は辛くも尙剩餘金を計上し來つたが、一九四二年度豫算には膨大な赤字を計上、一千萬ペソの公債發行と繰越剩餘金の使用に依り辛くも豫算の編成を了つた。

## (ロ) 概観

豫算總額一億ペソ前後で賄ひ得る極めて小規模の財政である。比律賓經濟が米國經濟に依存して居た爲め、その財政状態も米國經濟に左右せられるところが多かつた。從來比較的健全を維持したのは國防費の大部分を米國に依存したことに負ふ所大であり、今後完全な獨立國としての負擔に堪へるには相當の困難を覺悟しなければならぬ。

更らに獨立の爲めの経費を一般経費と區別し、椰子油消費稅拂戻金によつて支辨する方針を樹て、又年約二千萬ペソに上る砂糖消費稅拂戻金及び二千四百萬弗に上る Gold Devaluation Fund を米國に置いたまゝ獨立後の特別基金とせんとする如き、盡く畫餅に歸した。

しかし健全財政を行ひながら、歳出の最も大なるものを教育に注ぎ、又、生産の開發の爲めに思ひ切つた投資或は支出をして居たことは注意すべきであらう。

## (ハ) 豫算

豫算制度はタ・マ法に依り理論上は國會が豫算議決の權限を有するも實際問題としては政府與黨が常に議會に於て絶對多數を占むるが故に、豫算決定の實權は政府當局にある。且つ又歳出及收稅、關稅の項目に關しては大統領が否認權を有する爲め議會の議決は各自に止まると云はれる。

## 第二節 歳入

歳入の主なるものは課稅收入にして全體の七割乃至八割を占めて居た。輸入稅を第一とし、鑑札及營業稅、内國消費稅、所得稅が之に亞いだ。課稅收入以外は官營事業、公有地の拂下等による收入である。

## (イ) 關 稅

比律賓の稅制は關稅と內國稅法に分つて觀察するを可とする。關稅制度に就いては貿易を論ずるに當つて詳述することとするも比律賓の關稅は本質的には保護關稅に非ず、收入關稅と見るべきである。

一九四一年一月三十日議會に於てケソン大統領が行ひたる一般施政方針の説明中に、「關稅收入は一九三五年の二千四百七十七萬七千ペソから、一九三七年には三千二百二十五萬五千五百五十ペソに増大したが、翌三八年には二千八百六十二萬九千ペソに減少し更に三九年には二千五百五十八萬二千ペソに減退した。併しながら一九四〇年に最高記録を示せる國內稅收入と異り、關稅收入は同年度には一部交戰國との貿易減退のため二千七百二十七萬ペソと一九三七年の水準以下に減少して居るのである。その後更に激減したことは謂ふ迄もない。

## (a) 輸 入 稅

比律賓產物たる煙草、砂糖を除き凡ての輸入品に課稅せられ稅率は一體に低率である。

## (b) 輸 出 稅 及 棧 橋 稅

一九一三年十月のアンダウツド法によつて輸出稅は一應廢せられ、之に代つて比律賓獨得の棧橋稅なるものが賦課せられるに至つた。棧橋稅とは比律賓港より輸入さるゝ貨物は其到達港及搭載船舶の國籍如何を問はず、總重量千疋に付米貨一疋を賦課するものである。但し米國及比律賓政府用の貨物及比律賓產の石炭、木材、セメントは除外されてゐる。

しかるに先の輸出稅とは別個に比律賓獨立法に於て一九三五年以後獨立準備期間中米國向商品に對し完全獨立後との均衡を計る爲に一定の輸出稅を賦課し比律賓政府はその全額を減價基金に繰入るべき義務を負ふて居る。

## (c) 噸 稅

比島と比島外に出入する船舶に對し船舶の噸數に應じて賦課するものである。

## (F) 內 國 稅

一九三九年制定の新稅法により比律賓の內國稅法は、從來より整備せられ、稅率が高くなつた。

## (1) 所 得 稅

純收入に基礎を置き賦課するもの、個人所得に於ては年一千ペソ以下は無稅にして、稅率は最低一千ペソより二千ペソに至る所得に對する一%から最高二百萬ペソの所得に對する四五%迄累進する。法人所得にはその純所得に對し八%を賦課する。

## (2) 土 地 稅

地價に應じて賦課せられ稅率も累進する。地價三千ペソ以上一萬ペソ以下は一%、一萬ペソ以上三萬ペソ以下一・五%、順次累進して最高百五十萬ペソ以上に對し、一〇%の稅率を適用。

## (3) 相 續 稅 及 進 物 稅

相續稅は嫡子、孫等の近親の場合と然らざるとにより稅率を異にし、前者は最低一%より最高一七%、後者は最低一〇%より最高七五%に累進する。

進物稅は比律賓特有のものにして進物の名による、財質稅脫稅を防止せんとして居る。従つて進物とは云つても三千ペソ以上の動產不動産を對象とし、納稅義務者は進物贈呈者である。

## (4) 特 別 稅

これは消費税であつて、一定の商品に賦課せられ、輸入品は通關の際、國內製造品は製造所に對し課税せられる。従量課税である。

(5) 營業 税

全税目中最も重要な税種で次の二に分かれる。

A 鑑札税 營業許可鑑札料として營業の種類に應じて賦課する。

B 歩合税 舊税法で賣上税と云はれたもので、如何なる商人も賣上の都度賣上高の1%乃至1.5%納税するを要したるが新税では各商品の第一回取引のみ、即ち輸入品は輸入業者の販賣、國內製造品は製造所の販賣の場合一回に限ることとして手数を省いた。

(6) 鑛山 税

鑛區を有する個人又は會社に對し、鑛區に應じ賦課するものである。

(ハ) 官業 收入

歳入中租税以外のもので比較的大なるものは官業收入である。その主要なものは鐵道關係で、政府の所有するマニラ鐵道會社は一九三九年上半年中に純益九三〇、六五〇ペソを擧げ又國際開發會社は、一九三九年中に二、一九一、七七五ペソの純益を擧げて居る。

第三節 歲 出

歳出中年々絶對多數を占めてゐるのは教育費である。

次に近年比律賓財政の重要支出の一となつたのは國防費である。一九三九年國防省設置せられたるも、國防の責務は一切米陸海軍が掌握して居つたから、比律賓陸軍の任務は青年に軍事教練を施し、訓練された青年中から正規兵を採用し將來に備へるにあり、且つ、一九四一年度豫算では巡警が内務省を離れ比島陸軍豫算中に含まれて居り、更に壯丁の軍教事務は専ら巡警隊が當つて居たので、この兩者を區別することは出来ぬ。かゝる貧弱な内容であるから比律賓財政が眞實に國防費を負擔して居たとは稱し難し。

一九四二年豫算中國防費内譯

人 件 費	九、三七八、七四五ペソ
人件維持費	二、七八九、〇〇〇
運 搬 費	一、一三七、四四〇
兵器、裝備費	三、二五六、四八〇
建造及維持費	九〇〇、〇〇〇
雜 費	三六九、〇一五
計	一七、八三〇、六八〇

一九四二年度比律賓政府支出豫算

A、通 常 支 出	
教 育 費	三三、三三四、三五〇比
國防費(巡警隊費を含む)	一七、八三〇、六八〇
第三編 經 濟 篇	一五、七五
	二六三

大統領官府管下諸機關	六、八七八、六六〇	二六四
厚生事務費	六、五八六、七二〇	六・〇九
國債利息支拂	五、五三〇、五四〇	五・八二
司法費	四、四六八、一五〇	四・八九
郵便通信事務費	四、一七六、九七〇	三・九五
收稅費	二、九六七、九五〇	三・六九
農業振興費	二、三三七、六二〇	二・六二
立法費	二、〇四七、〇六〇	二・〇七
商業振興費	一、六〇四、三八〇	一・八一
公安維持費	一、二〇九、二三〇	一・四二
刑務所感化院費	一、一九一、六〇〇	一・〇七
天然資源保護費	一、二四五、七一〇	一・〇五
砂糖委員會證券委員會並 其他文化的委員會費	三、九一九、四〇〇	一・一〇
商工活動費	四四七、三三〇	三・四六
計	一〇〇、七七八、三五〇	〇・三九
節減費	一、五〇〇、〇〇〇	八九・〇五
B、投資支出	比控除 九九、二七八、三五〇	
公債減債基金	二、二九七、一三〇	二・〇三

國有物保險基金	一〇〇、〇〇〇	〇・〇八
中央金庫入金	五、〇〇〇、〇〇〇	四・四二
土木費	五、〇〇〇、〇〇〇	四・四二
計	一、一二、三九七、一三〇	一〇・九五
總計	一一一、六七五、四八〇	一〇〇・〇〇

第四節 公債

比律賓に於ける公債の歴史は西班牙領以來の難問題であつた僧侶地四十萬六千三百七十一エーカーの買収に要した資金七百二十三萬九千弗の調達に際し、米國議會が比律賓政府に千四百萬ペソ（米貨七百萬弗）の公債募集を認可した時に始まる。

次で一九〇五年二月六日土木事業費として一千萬ペソの起債を承認した。更に一九一六年八月廿六日及一九二二年五月三十一日附の米國法律を以て、比律賓の課税地評價總額の十分の一を限度として比島政府に公債發行を認許することに決定、一九三五年の獨立法は之をその儘繼承して居るのであるから、約二十億ペソの一割迄公債發行可能なる筈であつたが、實際に於いては合衆國は比律賓獨立許容後之が監督を嚴重にし新發行を一切認めず、同時に椰子油消費稅拂戻金等より一定の減債基金を積立てしめ、而して完全獨立の一九四六年迄には減債基金を一〇〇%積立てしめ、正味殘高を零とすべき政策を採用して來た。然るに一九四二年度豫算中には金一千萬ペソの公債發行が計上せられこの方針は一擲せられた。

比律賓の公債の特色と云ふべきは從來地圖に見る如き戦争又は國防等の爲めの公債發行が無かつたことであつて、その大部分は土地買収、鐵道買収、灌漑、埠頭建設等土木公益の爲めに起債されたもので、これは比律賓が米國の支配下にあつて國防費の負擔が輕かつたためである。しかるに獨立迄に公債正味殘高を零とすべき政策を放棄し、且つその公債が社會厚生事務費を通常支出中に計上してあるのであるから、これは國防に原因する赤字公債と云ふべきであつた。

### 第五節 軍政と財政の再建

比島財政は軍政施行と同時に從來の米國財政を清算して次の如き根本的立直しを行つた。

- (一) 戦前の歳入は關稅收入を主として居たが、占領後半年にして關稅以下の稅收によつて歳入の八割を充す方策が確立された。
  - (二) 戦前七十九の特別會計があつたが、占領後はその殆ど全部を一般會計に入れた。
  - (三) 官吏の陶汰減俸による人件費大削減。
  - (四) 七月—六月の米式會計年度を四月—三月の日本式會計年度に改めた。
- 新比律賓の軍政豫算は、歳出にあつては復舊開發に重點を置き、歳入にあつては稅收の増加によつたことは當然の措置と云へやう。ただ歳入が一定分野に限定せられて、中央政府の稅收入總額中九三%はマニラの徵稅により、地方よりの稅收入は僅か七%に過ぎないといふ状態は、今後地方行政の整備によつて改善し、增收を圖るべきであらう。

## 第八章 金融・通貨

### 第一節 通貨金融制度概観

比律賓經濟は米國に對する高度の依存と根幹産業への外國資本の割合の大なることによる植民地的性格である。この爲めに比律賓の金融は米及び英に對する貿易を中心として爲替銀行の不均衡的發達となり、それが發券銀行として中央銀行の機能を果さしめず、又通貨制度の自由主權を得さしめない大きな原因となつた。他方カトリック教の社會勢力強大なる爲め封建思想を殘存せしめ、金融の發達を阻碍し、ヤンキーその他の高利貸資本を跳梁させて居た。以下比律賓の金融の特徴を要約すれば左の如くである。

#### 通貨制度

比貨は二ペソ一弗を以て米弗に連繫、正貨準備の殆ど全部が米弗爲替(大部分は米國內保有)よりなる從屬的通貨であつた。通貨の八割程は政府紙幣で、銀行券の流通は極めて僅かであつた。

#### 金融制度

中央銀行の機能を營む銀行はなく、割引市場は元より短資市場として見るべきもの無く、國內金融未發達、英國と米國の銀行の勢力強大にして外國貿易を獨占す。

國民經濟發展の非有機性の爲め金融機構も亦未組織にして金融機關の發達系統的ならず、相互の有機的聯關を缺い



て居る。

地方農村金融極めて遅れ一般に農民小生産者は高利貸の重壓下にある。

### 第二節 金融 状 勢

駐屯米國高等辨務官の一九四〇年々次報告中に「比律賓に於ける投資は農業及政府直接の事業を除けば凡て米國及外國の少數者の手中にあり」と。

今一九三五年の投資額を見るに左の如く工業投資一億四千二百萬弗、礦業は僅に四百萬弗であり其他此の表に無い比律賓人資本が多數を占める農業投資は相當あると思はれるが何れにしても充分な開發は遂げられて居ない。

列國投資額（一九三五年 單位千米弗）

比律賓人	銀行資本金					總計に對する%
	公債	工業	商業	礦業	其他(總計)	
比律賓人	1,033	92	4,451	201	6,879	14.51
亞米利加人	67	23,925	3,474	3,409	33,071	70.61
支那人	3,333	—	14,928	5,101	23,362	50.19
英吉利人	3,824	—	4,176	2,186	10,286	22.39
西班牙人	33	—	2,073	9	2,115	4.53
日本人	—	—	—	—	3,253	7.06
總計	24,201	110,925	124,260	5,768	33,925	72.87

註 米國陸軍島嶼局發表の數字、但農業を除く。

既述の如く比律賓に於ては中央銀行未だ存せず、國立銀行、比島銀行二行は銀行券を發行するも流通貨幣の一角を占むるに過ぎず、統制銀行、再割引銀行としての機能なく一般商業金融を行つて居る。これは比律賓の經濟の發達段階が低いことにも由るが、又外國の強力な爲替銀行に壓倒されたことにもよる。

「コンモンウェルス」政府が經濟再建の前提として一九四〇年中央銀行たる準備銀行を設立せんとせる案が議會を通り乍ら實現しなかつたのも同じ理由に基くのであらう。

又比律賓金融の特長は商業金融に中心があり開發金融が遅れて居ることである。蓋し、比律賓は日、米、英、蘭、支等の各國の商業勢力の交錯地であり又此等各國を代表する金融機關の發達が貿易金融にあり一方農工業の如きは大部分が古い小規模經營で其の生産方法、生産機械は原始的の域を脱して居ないからである。

併し最近「コンモンウェルス」政府は經濟發展を圖る爲、或は一九三九年農工銀行を設立し殖産金融の途を開き、或は又國立興發會社(National Development Co.)を設立し、この下に數多の産業會社を設立せんとする等相當開發に意を注いで居た。

第三に金融は「マニラ」を中心とし、地方は見るべきものが無く、送金費の如き極めて高いのである。蓋し、比律賓は交通機關の發達が不充分で、又、大小多數の島により成つて居る關係上交通は船舶によることが多い爲めである。

### 第三節 金融 機 關

#### (イ) 銀 行

(1) 特殊銀行(特別法によるもの)

比律賓國立銀行 (Philippine National Bank) 1

設立 一九一六年

資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ (金額拂込)

その株式の五割一分以上比律賓政府が所有すべく、定められた同行は島内に十ヶ所の支店、四十七ヶ所の代理店又紐育にも支店を有する内國銀行最大のものである。發券銀行なるも中央銀行に非ず。又内國銀行として唯一の外國爲替業務を取扱つて居る。

比島銀行 (Bank of the Philippine Islands)

設立 一八五二年

資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ

比律賓國內銀行中最古のものであつて特別法により一九四二年末まで銀行發券權が認められた。その他の業務は一般商業銀行と異るところはなす。

國立農工銀行 (Agricultural Industrial Bank)

設立 一九三九年

資本金 一五〇、〇〇〇、〇〇〇ペソ

拂込金 二五、〇〇〇、〇〇〇ペソ

比律賓に於ては農業金融が最も緊要なるにも不拘、從來國立銀行を除いてはカシケと云ふ高利貸資本等にその機

能が委せられて居たのに鑑みて設立せられた。農工業に對する中央金融機關にして我が勸業銀行に相當するものであらう。

設立後一ヶ年に於ける事業成績は

農業方面貸付 三、四七〇口 一五、〇〇〇千ペソ

工業方面貸付 六八口 三、五〇〇千ペソ

であつて模範の小さい比島經濟に於ては相當の活躍と云ふべきであらう。」

(2) 普通商業銀行

1, Philippine Trust Co.

2, China Banking Corporation (後述)

3, Peoples Bank & Trust Co.

4, Bank of Commonwealth

5, Philippine Bank of Commerce

6, Philippine Bank of Communication (後述)

(3) 貯蓄銀行

1, Monte de Pridal & Caving Bank of Manila

2, Saving & Mortgage Bank

3, Charard Bank of Midia Australia And China

- 4, Hongkong & Shanghai Banking Corporation  
 5, National City Bank of New York  
 6, Nederlandsch-Indische Handels Bank

これ等の銀行には何れも當座預金總額の二割に當る金額を比律賓又は合衆國の金で準備し定期又は通知預金に對しては少くとも支拂期日三十日以内のものに相當するだけの額を用意すべしとする規定がある。

(ロ) 建築金融組合

比律賓の金融機關にして土地建物等の不動産を抵當として金融をなすものであるが、金融の條件比較的簡單なるため相當利用されて居り、その貸付高は年間二千五百萬ペソに達すと云はれて居る。

(ハ) 庶民金融機關

比律賓特有の庶民金融機關はカシケ (Quacigne) であり、土豪にして高利貸を兼ね貧農に半期に元金の倍に達することもある高利の金を貸して、揚句の果は一家眷族を奴隷とする悪習が盛んに行はれて居ると云ふ。

(ニ) 郵便年金

一九〇六年五月二十四日の法律によつて郵便貯蓄銀行が設けられたが、元來貯蓄心に乏しい比律賓人は餘り利用して居ない。これに關聯して、郵便爲替制度は一般銀行が普及して居ないので相當利用されて居る。

(ホ) 華僑金融機關

普通商業銀行中に列擧せる China Banking Corporation (中興銀行) と Philippine Bank of Communication (交通銀行) とは何れも支那系銀行にして前者は一九二〇年の創立にして上海、厦門等に支店を有し在比華僑の金

融上の中核を形成するものである。後者は一九三九年蔣政權の財政窮乏を打開せんとして交通銀行の支店を設けて外貨を吸収せんとする策動に出たものであり、同行設立には在留華僑に相當反對の動きがあつたと云ふ。

次に票兌信局と云ふは主として支那各港の唯一の金融機關となつて居た。比律賓華僑の本國への送金高は次の如くである。

一九三六年	七八六、三九二ペソ
一九三七年	九三四、七五一ペソ
一九三八年	九六〇、六四〇ペソ
一九三九年	一、二三八、二七四ペソ
一九四〇年	一、五一〇、四三五ペソ

比律賓金融界の小規模なるに比してこの金額は輕視出來ない。比律賓將來の金融機構を考慮する時、華僑勢力に注意すべきであらう。

第四節 通貨

(イ) 貨幣制度

比律賓の通貨は古く西班牙領有時代に於ては銀貨ペソを主要貨幣として居たが其後墨銀西班牙金貨等の流入を見、米領となつては更に香港弗、支那銀弗、日本銅貨流入し、加ふるに發券銀行たる「バンコ・エスパニオール・フィリピノ」發行の紙幣も同時に流通し混亂を極めて居た。

斯る状態に對し始めて貨幣制度が確立したのは一九〇三年三月二日米議會に於て金爲替本位制採用を決定したるに始まる。その概要は次の如くである。

- (1) 九百品位の金一・九グレーンを以て貨幣單位一ペソとし一ペソを米弗五十仙に等しからしめること。
- (2) 九百品位の銀四一六グレーンを含む銀貨を鑄造し之を一ペソに等しからしめること。
- (3) 硬貨として一セントタヴォ銅貨、五セントタヴォ、白銅貨一〇、二〇、五〇セントタヴォ及一ペソ銀貨の六種を制定すること。

(4) 財務局兌換券別稱銀券を發行し、之に對しては同等の價の發行準備をなし、又前項の鑄貨を含めての政府通貨

疏通額の一五%を下らざる爲替基金を保有することを要する。然るに其後一九二二年金本位制採用となつたが米國が金本位制を停止するに及び、追隨して再び弗爲替本位となつた。

かくペソ貨が弗に追隨するのは比律賓政府が貨幣制度に對する自主權を有せざる當然の結果であつて「タ・マ」獨立法第二條第九項に「比律賓に對する米國主權の最終且つ完全なる撤退が行はれる迄紙幣、鑄貨、輸出入、移民に關する法案は米國大統領の承認なくして法律として施行せらるゝことなし」と規定されてある。

(ロ) 通貨流通量

比律賓は金爲替本位であるから對外的には金貨國と同様な關係を有するが、對内的には銀貨が兌換せられて居た。今この通貨流通量を見るに、一九四一年六月末に於ては一八三、一四五、八五九ペソであつて之を一九三九年度の人口一六、〇〇〇、三〇三人に割當ると一人當約一一・四四ペソである。

	一九四〇年末	一九四一年六月末
一 比 銀 貨	四、一七九、八七二ペソ	四、一七七、八七七ペソ
五十比銀貨	三、九六二、九八六	四、二五八、三九〇
補助貨幣	一〇、四八八、六七二	一〇、七四九、五九九
銅 貨 弊	四、一三八、九〇二	四、〇一二、九八四
財務局兌換券	一六二、七七九、八一五	一五六、一八八、七九五
比島銀行兌換券	一、七七五、三八五	一、三五八、三八五
比律賓國立銀行兌換券	二、五九九、八五三	二、三九九、八三三
合 計	一八九、九〇八、四八五	一八三、一四五、八五九

(ハ) 通貨に關する若干の問題

A、比律賓通貨の價値とその維持

弗とペソとの比率は従來紐育並びにマニラの双方に設定せられたる弗爲替本位基金の操作により巧みに保持されて來たが、對米獨立の嚮には國際收支が著しく比律賓に不利となるべきを以て、爲替基金の操作によつてペソの水準を維持するに不可能となるべく、周邊諸國との釣合を考慮し現在の比率を米弗一弗に對し四ペソに改訂すべし等の意見があつた。すでに米國經濟依存が不可能な今日では圓との關係に於て通貨切下げ問題が考究されて居る。

B、兌換券發行準備金制度

上述の如く比律賓政府財務局發行の兌換券は一〇〇%の準備金を要し、加ふるに爲替本位基金の積立を必要とす

るから結局概略一二〇%内外の準備金を有する筈である。しかるに準備金の大部分は紐育に於ける弗豫金であつたから、實際上は準備が無かつたも同様である。

## 第九章 貿易

### 第一節 史的概観

米國領となつて以後の比律貿易は主として米比貿易増進の爲めに採られた關稅政策の爲めに著しい發展を遂げた。比律貿易は米國の對比貿易政策によつて左右せられるところが大であるから、その變遷に従つて貿易の沿革を五期に分けて示さう。

#### 第一期 軍政期 一八九八年—一九〇一年

米軍マニラ占領當時は一八九一年一月七日制定の西班牙關稅法が暫定的に米軍によつて施行され、米國委員制定した「暫定比律關稅規則」が實施されたのは一九〇一年十一月十五日からである。第一期に於ける外國貿易は陸海軍供給材料品を除き一ヶ年平均五千萬ペソに達しなかつた。而してこの頃米國よりの輸入品には總て他の外國品と同率の課税をされ、比律資から米國への輸出も一九〇一年の末頃までは何等の特遇を與へられなかつた。

#### 第二期 特惠關稅制 一九〇一年—一九〇九年

一九〇一年民政總督としてタフトが任命されてより比律資から米國へ輸入さるゝ生産品に對し二割五分の特惠免稅

施行され、一九〇九年十月五日の關稅法で初めて米比間の自由貿易制確立するに至る。

比律資關稅が政府收入の主なる源泉となつたのはこの時期からであつて、次の時期の一九一三年に廢止される迄、輸出税は重要財源であつた。しかし貿易自體にはこの期間大なる變動なく輸入に於いて五千百萬ペソから六千七百萬ペソの間、輸出に於て四千九百萬ペソから六千八百萬ペソの間を上下して居た。

主要國別に貿易を見ればこの期間、輸入に於ては英國首位を占め一七・七%、佛領東印度之に亞いで一七・〇%、米國は第三位で一五・六%であつた。輸出に於ては首位が米國で三七・〇%、英國は二六・七%、三位の佛蘭西は八・七%であつた。

#### 第三期 米比自由貿易制 一九〇九年—一九一六年

一九〇九年十月五日ベーン・オールドリッチ關稅法により米比間に自由貿易制が採用された。同法により比律資内に栽培、生産又は製造された總ての貨物（但し砂糖は三〇萬噸、葉卷は一億五千萬本、卷煙草及填煙草は合せて三十萬封度を限る）を無稅とし、精製品は外國の原料二割以下の場合に限り無稅とすることと定められた。

本法の目的は比律資の特産たる砂糖と煙草を目的として米比間に一層緊密の貿易關係を設定すると共に米國の資本を移して比律資開發に資せんとするにあつた。これによつて外國品の輸入が激減し、延いては關稅收入に多大の缺損を生ずるであらうとの反對が比律資内に起つたが、この期間の貿易は平均して毎年輸入に於て九八、四五七、三三〇比、輸出に於て一〇一、二五六、三六六比と何れも増加を示した。就中米貿易の増加は著しく、之は勿論自由貿易制によるもので、之を前期の八ヶ年貿易額の一ヶ年平均額に比して六割二分の増加である。

この期間に於て漸く躍進を示したものに日本の輸出貿易があり、この期の輸入石灰の六割一分五厘は日本より供給

され、前期には問題にならなかつた日本の綿製品が總額の九分を供給するに至つた。  
尙一九一三年十月のアンダウツ下法により輸出税は一切廢止され、之に代つて比律賓の港から輸出される貨物に對し棧橋税なるものが課せられることになつたのである。

第四期 ジョンス法よりタ・マ法迄

一九二七年—一九三四年 ジョンス法第十條は、「比律賓政府は關稅法を制定する權利あるも、米比間の通商關係は依然米國議會の法律によつてのみ支配せらるべし。尙比律賓關稅又は同修二法案は米國大統領の裁可あるまでは效力を發生せず」と規定し、米比間の關係法制定權は米國議會にのみ屬する事を明記したが、米國以外の國との通商關係を規定する法律は、大統領の裁可で有效となるので、比律賓議會は爾來、比律賓産業の保護と關稅增收を目的として種々の關稅法令を制定した。

一九一七年より一九三三年間の一年平均貿易額は輸入に於て二一五、二六四、六〇三ペソ、輸出に於て二五一、〇四九、六五六ペソにして、過去三十五年間に比律賓の貿易は五倍以上の増加を示したのである。

之を貿易の順逆に就いて見るに第一期に平均年額四、二〇六、九九七ペソの逆調を見ただけでその後は何れも順調である。更に一九〇一年七月一日より一九三三年十二月卅一日に至る三十二年半に於ける各國貿易額總計に就いて其の順逆を見るに米國、英國、佛蘭西、西班牙、香港、和蘭、伊太利、白耳義、加奈陀、泰は何れも比島より輸入超過を示し、佛領印支那、日本、支那、濠洲、蘭印、滿洲の東岸諸國と、歐洲では獨逸と瑞西、白耳義だけが比島に對し輸出超過の状態にある。

同じ期間に於ける各國別輸入額の比率は、輸入に於て米國六一・三%、日本九・八%、支那六・一%、英國四・〇

%にして、輸出に於ては米國七・二五%、英國六・五%、日本五・〇%であつて、輸出入共對米貿易が拮据ひに多いのである。

第五期 コンモンウエルス 一九三五年—

コンモンウエルス成立後の比律賓貿易は對米自由貿易制撤廢問題で絶えず脅かされて居た。即ちクチングスIIマクダフイ法による對米輸出品に對する輸出税の賦課、砂糖、アバカ、椰子油の三大生産物に對する割當制限等は十年足らずの中に比律賓の對米貿易を激減させ、比律賓人の生活標準を三、四十年前の程度に逆戻りさせるか、或は根本的に破壊するかと云ふ憂慮が貿易の上に暗い蔭を投げて居た。政府當局はNEPA協會、國家經濟會議、國立興發會社、國立電力會社、國立物產取引所、國立米穀玉蜀黍會社、國家貸付投資評議會等を設置して極力經濟發展と貿易の増進に努めた。以下コンモンウエルス成立後の比律賓貿易を見るに次の如くである。

年 度	輸 出	輸 入	總 額	差 引
	千ペソ	千ペソ	千ペソ	千ペソ
一九三五年	一八八、四九一	一七一、〇四七	三五九、五三八	十一七、四四四
一九三六年	二七二、八九六	二〇二、二五二	四七五、一四八	七〇、六四三
一九三七年	三〇二、五三二	二一八、〇五一	五二〇、五八三	八四、四八一
一九三八年	二三一、五九〇	二六五、二一五	四九六、八〇五	一三三、六二四
一九三九年	二四二、四五二	二四五、五三五	四八七、九八七	三、〇八三
一九四〇年	二五五、三四五	二三三、五五二	四八八、八九七	二二、七九三
第三編 經濟 篇				二七九

(註 比律賓駐在米國商務官發表に據る)

一九三五年の比律賓貿易は種々の割當制限に躓きを見せて、前年度に比し輸出に於て一四・六%減少、輸出に於て二・二九%の増加を見せたるも輸出入合計は七・三%の減少を示した。その後三七年迄は順調にして、三九年は統計の示すところ、比律賓大繁榮の年であり、同年平均物價は過去數年の物價に比して高く、輸出入ともに旺盛であつた。しかしコブラ、砂糖の下落は農民に大なる困難を與へ、初め大麻も同年後半に下落した。

一九三八年の比律賓貿易は形勢一變して入超となつたが、これは從來輸出超過を示した對米貿易が入超となつた結果である。一九三九年も亦貿易尻は入超であるが、前年よりは餘程改善された。これは即ち對米貿易は僅か乍ら入超に轉したると、累年入超を續けて來た對日貿易が輸出に逆轉したことに因る。一九四〇年の貿易尻は再び輸出超過となつたが、右は米國の軍備擴充に伴ふ資材の需要増大が比律賓貿易に好影響を與へたるに因る。若しこれに貿易外收支の支拂超過を加算するならば、比律賓の國際收支は一九三八年以後次第に困難を加へつゝあつたと結論すべきであらう。

### 第二節 比律賓經濟の外國依存度と大東亞戰爭

一九四〇年産物別輸出入表(外務省「比島概観」による)

一、輸	入(單位ペソ)	二、七九八、二二〇
肉	製	品

牛乳製品	九、二一〇、八〇六
鮮魚及魚製品	三、〇四五、八一三
獸皮及製品	三、〇八九、〇五一
米	二、四五一、五四一
小麦粉	九、六九二、〇五四
野菜類	四、一七五、六四四
自動車タイヤ	三、七六五、二〇七
機械及同部分品	一五、八八〇、六二四
電氣器具	七、九一八、二八三
自動車(乗用車及トラック)	六、三四二、七三八
紙卷煙草	一一、八九七、九二〇
印刷紙	三、四五五、二三四
其他紙類	九、五四七、一〇三
綿織物	二一、四〇六、〇一七
其他綿製品	一一、三九〇、九五五
人絹及人絹製品	八、六一九、七〇四
原油	八、五四九、五四七

第三編 經濟篇

ガソリン	八、四八八、五四四
鐵礦精製品	二八、四六七、四四三
藥品	四、九四四、六九一
肥料	六、九六六、一一九
其ノ他	二六九、七二〇、四九七
計	
魚類及加工品	四七二、七二七
獸皮、革類	四九四、〇二〇
アバカ(マニラ麻)	二五、三九六、一二九
索具	三、四八二、九五九
刺繡	九、一七六、六九五
葉煙草	二、六二一、九一〇
木材	七、七七七、〇五五
乾燥椰子	七、三八一、八六二
椰子油	一九、七二三、六八一
コブラ	一八、八〇二、七二二
分蜜糖	八三、六五六、七六二

二、輸出(單位ベソ)

精糖	八、三一六、五〇九
葉卷煙草	六、四九二、四三一
クロロム	三、八八四、一二一
鐵礦	五、五二九、四八〇
マンガン	一、四九九、八〇九
金(金塊及其他)	七五、八〇〇、一六一
銅	三〇三、八五七
鐵物統計	九二、三二〇、九五〇
其他統計	九二、三二〇、九五〇
内國產總計	三〇九、五七九、六四四
再輸出	六、五二八、八九四

この商品統計に見ても、比律賓貿易の根本的な缺陷の一つ即ち輸出品が大部分原料又は粗製品であつてその種類が餘りにも局限されて居り、對米自由貿易なる人工的條件を除けばそれ等の生産條件が特に有利と云ふ譯ではないこと他方輸入品は食料、織物、建築材料等日常必需品が巨額を占め、その他は精製品でその種類が多様である事實に對し殆ど變化を與へて居ないのである。更に今の缺陷である貿易の對米依存は果して改善されて居たであらうか。

一九四〇年度相手國別輸出入

國名	輸 入	輸 出
第三編 經濟篇		二八三



米	二一〇、六三〇、八五四	二五六、〇六五、四三九
東洋	四二、五七六、四三九	三〇、五一一、八〇八
歐洲	一一、四二三、八五七	一六、八九一、四一三
其他共計	二六九、七二〇、四九七	三〇九、五七九、六四四

(註 同 前)

改善されるどころか、寧ろ強化されて居るのである。三九年、四〇年は米國の戦争氣がまへその他の理由で例外であるとするれば、三七、三八年の兩年に就いて對米依存度を詳細に調べやう。  
比律賓經濟の外國依存度

輸入之部

輸入之部	全輸入額に對する%	一九三七年	一九三八年	東洋(日本)	一九三七年	一九三八年	第三國	一九三七年	一九三八年
1、鐵、鋼及同製品	一七一・一八	五八・三九%	六八・四五%	二七・五七%	一八・七九%	一三・六五%	一一・三三%	一・一八	一・一五
2、綿製品	一七一・一六	四三	六三	二四・七七%	九・五八%	一・八	一・七	八	七
3、鑛油	六六・一六	七四	七四	一四・八八%	一四・八八%	一・一	一・一	一・一	一・一
4、自動車及同部分品	六六・一五	九九	九八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
5、煙草製品	六一・三	九八	九九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

輸出之部

輸出之部	全輸出額に對する%	一九三七年	一九三八年	東洋(日本)	一九三七年	一九三八年	第三國	一九三七年	一九三八年
6、肉及食料品	五一・五	三二	二八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
7、紙及同製品	四一・三	七〇	七六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
8、小麥粉	四一・四	三八	六三	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
9、化學藥品	三一・三	六五	七〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
10、電氣器具	三一・三	八四	八五	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
11、絹及人絹製品	三一・三	三六	四三	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

全輸出額に對する%

輸出之部	全輸出額に對する%	一九三七年	一九三八年	東洋(日本)	一九三七年	一九三八年	第三國	一九三七年	一九三八年
1、砂糖	四三・三八	八〇・四三%	七八・一〇%	六・九二%	六・四九%	九・二九%	一〇・五五%	九・二九%	一〇・五五%
2、コブラ	一一・一一	九〇	九六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
3、椰子油	九一・一四	九八	九六	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
4、麻	九一・一四	三一	二二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
5、刺繻	四一・一二	九九	九九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
6、煙草製品	四一・一三	六八	六五	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
7、乾燥椰子	三一・一四	九九	九九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

8、木	材	二—二	三三	二八	(四二)	(五一)	一五	二〇
9、コブラミール及ケ	キ	二—二	四九	二九	—	—	五〇	七〇
10、綱	索	—	四〇	三五	(三六)	(四二)	二三	二〇

二八六

かゝる事態の御破算國は全く大東亞戦争が起らなければ行はれず、比律賓は永久に植民地として終らなければならなかつたであらう。比律賓獨立三原則の一として「軍政監部指導の下に經濟再編成に全力を盡すのみならず、なほ且つ進んで自發的に經濟再建による比島の自治を圖ること」を要請されたのは、聖戰の爲めにも獨立の爲めにも全く不可缺の要件と謂ふべきであらう。

## 第十章 交通

### 第一節 概説

比律賓の交通と一言に述べても、ルソン島の完備せる交通施設とあらゆる交通機關を缺くミンダナオ島のそれとを同日に論じ得ないが、強ひてその特徴を挙げれば、普通道路の未整備と(一)自動車交通の發達、自動車道路の急速な整備(二)鐵道の比較的不振(三)沿岸輸送の重要性であらう。島嶼の散在は比律賓内部に於ける運輸の大部分を島際及び沿岸航運業に委ね、各島の海岸線が面積の割合に長大且つ入込んで居ることは陸運に於て長距離輸送よりも

短距離のそれを重視せしめ、鐵道輸送よりも自動車輸送を發達させたのであらう。且つ颱風、委節風は過去に於いてこの國の道路の大半を全く交通不能にならしめたが、それは同時に善い通路の整備に力を注がしむる理由となつた。比律賓の交通手段設備狀況を見るに次の如くである。

道路延長(一九四〇年一〇月末)

一級道路(勾配平坦、表面圓滑、排水完全で橋梁暗渠等の工事は永久的であり、颱風、洪水の時を除き交通に支障なし)

一一、七七二軒

二級道路(勾配適度、表面圓滑で、橋梁暗渠は概ね完備せるも耐久性なく、霖雨の續くときは自動車交通困難)

七、三九三軒

三級道路(主に荷車の通行路にして、路幅狭く、勾配不統一、晴天續きでなければ自動車交通危険)

三、七九五軒

小 徑(牛馬の漸く通過し得る程度)

四、九一二軒

自動車數(一九三八年)

(註) 飯尾禎氏、大東亞共榮圈交通綜觀

乗用車 三二、三〇一臺

貨物自動車 一八、八九六臺

自動自轉車

五八一臺

二八八

鐵道(一九四〇年六月末)

(註) 同前書

延 長	一、〇二七、二二七杆(内複線一〇・五杆)	三呎六吋
軌 條	六五―七五封度	二六二輛
機關車	一六七輛	一四〇輛
汽 動 車	二六二輛	一九三輛
貨 車	三、三九九輛	
軌 道(一九三六年)		小荷物、郵便、應急、業務車

軌道(一九三六年)

(註) 法貴、鈴木、神宮司三氏、比律賓統計書

延 長	五八・六六杆	其他車輛	七輛
客 車	一〇九輛		

船 舶(一九四〇年六月末)

(註) Annual Report of the Insular Collector of Customs, 1940

汽 船	六二	隻 數	三五、五六九
ラ ン チ	二八	登簿噸度	五九八

發動機船、補助スカーナー

九八

一六、八三七

ランナ、ボートサンパン、發動機附ランナ

八二〇

七、八八二

平底船、ライター、艇、カスコ、ペンカ

九六〇

六六、八三九

帆 船

一、五一五

二六、六七〇

役畜數(一九四〇年)

(註) Journal of Philippine Statistics Vol 1, No. 3

カラバオ(水牛)

三、〇一五千頭

馬

三四四千頭

之等の交通手段の製造工業は從來概ね小規模不熟練で、資本、原料、動力の不足の爲め不振であつた。工場數(一九三八年) (註) 前掲、比律賓統計書

自動車修繕 二八六

ボート建造 二二四

車 製 造 二二七

從業員(一九三九年初) 前掲比律賓人口統計の分析

職 員	工 員	勞働者其他	計
自動車修繕	三九一	五六六	七、一二六
馬車荷車製造	一二二	六二	二五二
第三編 經濟篇			二八九

造船	一三九	一、九九五	四、〇九二	二九〇
道路橋梁修築	四、四九二		七七、五二〇	八二、〇二二

かゝる貧弱な有様であつたから年々三千臺を超える乗用車その他多額の交通品の輸入があつた。従來の造船は概ね漁船の修理程度でマニラを始め民間造船所は一五〇〇噸位の小型船建造能力を有するに過ぎなかつた。船臺はセブ、イロイロ、マニラに左の如く存在した。

船臺數(一九三九年六月末) (註) 海運 二二七號

全長	船架臺	所有者
セブ	一八〇呎	Manuel Movo
ブ	三五〇	La Maviera, Filipina
	四五〇	
	五五〇	
	七〇〇	Cho Hanlin
イロイロ	一	
	四七〇	Visayan Stevedore Transportation Co.
	四〇〇	
	二五〇	米國政府
	一九六	

マニラ	一、二〇〇	四三〇	Earnshaus Dock & Honolulu Iron Works
	八二〇	二九五	Varadence de Manila
	七三四	二二五	
	六五〇	二二〇	比律賓政府

最後に之等交通機關を動かすべき動力資源は著しく不足して居る。即ち釐油は油徴のみで尙一滴の産出なく、石灰は埋藏漸く八千萬噸餘で二二三萬噸即ち消費の一割を遙かに下廻はる數量を年産するだけであるのみならず、品質は亜炭、青炭が多い。水力電氣は殆ど未開發であつた。

### 第二節 各 論

#### 1. 海 運

貿易港としては「マニラ」「レガスピ」「イロイロ」「セブ」「サンボアンガ」及び「ホロ」の七港で米、英、蘭、獨及び我が郵船、商船、南洋海運の諸會社の定期船が寄港して居た。比律賓に出入する對外航路船舶を國籍別に見るに米國の占める割合は一九二九年以前は毎年廿五%を占めて居たのが次第に減少し一九三八年には十%となつた。同じく英國も三七・八%から三一・〇%に低落したが第一位たることに變りはない。日本は一九二九年前は毎年平均一三・八%であつたが一九三八年には二一・六%となり、一九三八年には二一・六%となつた。獨逸の%は八・六%、比律賓自身は辛うじて一%にすぎない。

(註) Annual Report of the Insular Collector of Customs, 1940

沿岸航路は法律により比律賓の汽船會社のみが従事して居り、一九二九年以後これが就航船舶には隻數噸數共に大なる變動はない。

2、陸 運

A 鐵道 比律賓の鐵道延長は一、五〇〇軒弱に過ぎない。この外製糖會社、木材會社等の私設する軌道が三、五〇〇軒程ある。現在比律賓には二鐵道會社あり、最も大なるはマニラ鐵道である。之は政府所有にしてルソン島で路線延長一、一二八軒を經營して居る。比律賓鐵道會社は民有にしてセブ島アラガオ、ダナオ間、バナイ島カピス、プエーセスタ間に二二二軒の經營線をもつて居る。マニラ鐵道は一九三〇年初頭の深刻な財政難を切抜けんとして自動車運輸業に着手、鐵道の培養線をルソン島内各所に設け、これにより沿岸航運と陸上運輸が極めてよく結びつくに至つた。

B 道路と自動車 道路の建設には比律賓政府は特に意を注ぎ、之を以て奥地を開發せんとして居る。年度別道路建設費は次の如くである。

年 次	金 額	ペソ
一九三五	一五、三九一、五二一	
一九三六	一五、三六六、〇二七	
一九三七	一七、一七一、〇七七	
一九三八	二四、二二七、八一六	

かくて比律賓に於ける一等道路の延長は一九一〇年乃至三八年間に五倍加したが、三等道路の哩程は殆ど増減が

なす。

自動車登録數の増加は極めて迅速であつて、一九三八年に於ける登録臺數は、一九二五年乃至二九年間の平均臺數の二倍であつた。これは一九一一年に始められたバス及びトラック輸送の發達によるものであるが、最近これ等の單獨會社はマニラ鐵道のバス及びトラック線との競争に悩んで居る。

3、空 運

一九三〇年比律賓航空タクシー會社が創立されマニラ、バギオ間の定期商業空路を經營した。

一九三三年には米比合辦イロイロ、ネグロス航空運輸會社が創立された。

一九三五年、米空輸會社の容積二五噸のクリツパー飛行艇がサンフランシスコ、マニラを八日で連絡し三七年には香港まで延長されて居た。

しかし一九四〇年七月にはタクシー會社は缺損の爲め運航を停止した。

第三節 新生比島の交通

皇軍占領後一年にして我が軍政監部の、又は工兵隊の協力指導によつて比律賓交通に對する米比軍の破壊は殆ど復舊せられ、鐵道は殆ど再開し、道路もミンダナオ島に雨期明けに本格的修理を豫定せらるゝものが若干ある他は、バギオ、レガスピ間の幹線道路を始め主要なものは概ね再開した。

比律賓の交通は比律賓自身の立場に立つ限り當然燃料、動力問題の解決が考慮されねばならぬことは概説に於て指摘した通りであるが、従來は米國の過剰ガソリンの好販路としての角度から見られた同島に於けるこの問題は等閑に

附されて居た。しかるに我が軍政一度び施かれるや動力資源としカリヤ河の水電工事を完成、年間一億KWH發電豫定であり、従來の石炭石油による火力發電の缺を補つた。又過剩物資となれる糖蜜、古々椰子油、コブラ粕はアルコール、重油、石炭の代用として大量に供給し得るのであり、ネグロス島の治安確立以後は代用燃料の増産、消費規定、一元的配給と云ふ液體燃料對策が遂行されつゝある。

海運については昨年十月軍政命令により比律賓海運組合が結成された。これは一般船舶(二十噸以上)の登録を實施して能率的運輸、沿岸航路擴充を圖る一方、代燃普及と計畫配給を行ひ、さらに沈没船引揚、木造船建造に着手して居る。木造船用材としては比律賓に赤ラワン、タンギル、チャオン、アルモン、バクテイカン、マヤピス、白ラワン、カランタス、ルンバヤオ(以上外装用)、アビトン、ギボ、マルガイ、マンガチャビ、ヤカール(以上龍骨材)、モラベ、ナラ、ピタンホール(纜裝用)等が多量に産出される。

陸運については軍政監部は米國の自動車中心主義に代つて從來不振であつた鐵道を中心とする陸運計畫を建て、外局に陸軍管理局を設けて鐵道の物資管理に當らしめた。また比律賓人の鐵道要員育成のため南方圏最初の保線工養成も開始された。

要之、比律賓の交通は將來、大東亞戰爭前と全く異つた相貌を呈するであらう。

## 第四編 文化篇

### 第一節 言語

西班牙人渡來以前に於ける比律賓の古代文字については、多く知ることを得ないが既に一種のアルファベットを有し、これを以て録した書籍をも有してゐたといはれる。この字母の中十四はマライ語系、一はアラビア語系、而して一はヘブライ語等に屬してゐるが、アラビア語系ものは恐らく印度教と共に渡來したものであり、又ヘブライ語系ものは、多分回教徒によつて齎らされたものであらうと想像されてゐる。

ミンドロ島とネグロス島に於て發見されたこれらの古代文字は、普通竹莖の表面に、又稀には椰子の葉や樹皮に刻みつけられてゐて、左から右へ縦書きされたものであるといはれる。

しかしながら、比律賓の民族構成は民族篇に述べた如くネグリート、インドネシア、マライの三大種族から成るが現在四十三以上の部族に分れ、複雑を極めてゐる外に外來種族との間に混血を生じた爲に風俗、習慣、言語等を多岐ならしめてゐる。

これと同時に、比律賓群島の地理的條件の爲に、各部族間の接觸と交通は尠からず阻害され、その生活と文化を比較的孤立的ならしめたことは、特にその言語の複雑を招來した重要原因として指摘されねばなるまい。

比律賓大學教授ベイヤの調査一九一六年度によれば、四三部族から成る比律賓民族は、これを言語別に分類するときは、八七群に分つことが出来るといふ（民族篇参照）。この八七の方言はその相違の程度を異にし、中には極めて近似してゐるものもあると同時に、中には全く通話不能のものもあり、従來比律賓統治上の一大難問題とされてきたところである。ケソン前大統領が地方遊説の際通譯を必要とした事實によつても、よくその一斑を察知することが出来よう。

しかしながら、これらの多種多様の方言も、言語學的にみれば何れもマラヨ・ポリネシア語に屬するものである。この系統の言語はマライ諸島、ポリネシア、又は遠くマダガスカル島にまで交渉を有し、北は臺灣の高砂族とも深い關係をもつてゐる。このマラヨ・ポリネシア語は地域別に更にインドネシア語群、メラネシア語群、ポリネシア語群とに分れるが、比律賓の言語はこの中のインドネシア語群に屬するもので、従つて八七の比律賓方言は何れもその根原を同じくするものである。但しこれに對する例外は、比律賓の原始民族たるネグリートで、彼等固有の言語は既に消滅して、現在ではその跡を求めることが出来ない。彼等の日常の用語は各々その近接する他は種族の言語を使用してゐるに過ぎないといはれる。

比律賓言語は言語學的に今後尙多くの研究に俟つべき點が多いであらうが、學者の中には（例へばクルーバー）、その八七の地方語群を地域的に分類せんと企圖するものもある。即ち彼に従へば、これを（一）北東ルソン語群（イバナック、ガダン、カリンガ、アバヤオ、イロンゴット等）、（二）北ルソン語群（イロカノ、パンガシナン、ティングイアン、ボントック、カンカナイ、ナバロイ、イシナイ、イフガオ、ザンバール等）、（三）北中ルソン語群（パンバング）、（四）中央ルソン語群（タガログ、ビコールル、ビサヤ）及び（五）ミンダナオ語群の五地域に分類してゐる。

しかしながら、この五群の中に八七の言語群を合理的に抱合せしめ得るや否やは、甚だ疑問とされてゐる。

西班牙の比律賓統治方針には、住民のキリスト教化も亦重要視されてゐた。

従つて國語問題を解決せんとする明確な意圖の下になされたわけではなかつたが、西班牙治下の三百年間に於て、カトリック教徒の少くとも上層階級には西班牙語が一般的に流布して、比律賓の言語を更に複雑化する因をなした。一八九八年米國は比律賓を領有するや、その統治方針として、英語の普及に努めた結果、一九二五年には全人口の一割即ち約一二〇萬人の比律賓人が英語を話すに至り、比律賓人の英語教師の數も二萬五千の多きに達した。その後間もなく西班牙語と英語が米政府によつて比律賓の公用語として認定されるに至つた。大東亞戰爭勃發前に於ては、比律賓人中西班牙語を使用するものは、主として西班牙語によつて教育をうけた中老以上の階級に屬するもので、その數約九六萬人といはれ、これに對して英語を使用するものは、米國領有後英語による教育をうけた青壯年層で、その總數約二〇〇萬人と算定されてゐた。

比律賓聯邦政府はその成立以來、國語統一問題に對して眞摯な關心を拂つてゐたが、一九三五年三月二十三日米國大統領の裁可を得て、比律賓憲法第十三章第三條の規定に於ける

第三條 國民議會ハ現行内地語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ發達採用ノ爲メ適當ナル手段ヲ講ズベシ、法律ニヨリ別段ノ規定設ケラル、迄ハ英語及西班牙語ハ依然公用語タルベシ

の公約を果すべく、一九三七年十二月三十日革命の志士ホセ・リサール紀念日に當り、ケソン大統領は「タガログ語を基礎とする國語の選定」の宣言によりタガログ語を以て比律賓國語と定め、その實施の期日を二箇年後と決定した。而して、この宣言により、ホセ・リサールの七十九回生誕日の一九四〇年六月十九日を期して、全群島の公私諸學校

に於てタガログ語の教授が開始されるに至つた。

タガログ語の比律賓諸語中に於ける地位は、約八〇〇萬の人口を擁するビサヤ人のビサヤ語に對し、その約半数に當る四〇〇萬乃至四五〇萬のタガログ人の國語として、使用範圍に於て第二位を占めてゐるものではあるが、比律賓文化の殆んど全部を集中し、且つ全國納税額の七割を占めるマニラを中心とする點に於て、最も有利な立場に立つものである。

タガログ語が、共通國語の候補語としてあげられたビサヤ語、イロカノ語、パンパンガ語、ピコラノ語等の中から比律賓の國語の基礎として選定されたのは、大統領ケソンがタガログ人であるといふ政治的理由に出づるともいはれるが、他にも多くの理由がある。それを列挙すれば次の通りである。

- 一、タガログ語は首都にして、且つ學術、商業、社會、労働等各方面の活動の中心地であるマニラを中心として話されること
  - 二、タガログ語は北方は勿論南方でも廣く了解されること
  - 三、古來比律賓の文學作品の大部分がタガログ語で書かれてゐること
  - 四、タガログ語は國語として今や殆んど完全なものとなつたこと
  - 五、文法上正確に、且つ流暢に文章を完成し得ること
  - 六、タガログ語はヘブライ語の神秘と深遠さとを有し、ラテン語の豊富さと優美さを持ち、ギリシヤ語の冠詞と正確さを有し、西班牙語の上品さを具有すること
- タガログ語を國語とすることに反對を表明したものは、タガログ族よりも多くの人口を有するビサヤ人と、過去四

十年に亘り専心英語を普及してきた米國人並に英語を以て將來の國語とせよと要求する親米的青年層とであつたが、ビサヤ語はその話される範圍が廣汎に亘つてゐるために、地方的に多少の相違があり、これを嚴格に分類すれば尙數種に分けることが出来る有様であり、又群島中央部の諸島嶼に通用されるために、タガログ語の如く統制ある國語の基礎となり得ない弱點があつた。又英語は米國勢力の比律賓内に留まる限り、當分公用語として採用される見込があつたわけであるがタガログ語の國語制定に反對すべき十分の理由はないのであつた。

これらの反對に對して、比律賓政府は「タガログ語は一九三九年十二月末まで比律賓國語としない。又英語は國民議會で何分の決定あるまでは公用語として一般に使用を認められる。但し西班牙語も一九四〇年一月一日までは同様現行法通り裁判判決文等に使用される」ことを宣言し、英西兩語が依然公用語として通用すべきことを再確認したのである。

以上は大東亞戰直前までの比律賓國語問題の大體の経緯であるが、皇軍による比律賓對定後に、わが軍政下に於て逸早くタガログ語を日本語と共に新生比律賓の公用語と定めたのは當然のことである。

## 第二節 宗 教

比律賓人は自ら「東洋に於ける唯一の教國民」と稱して、他の東洋諸民族に對して高度の文化水準にあることを自負してゐる。

これは一面に於ては、疑ひもなく、比律賓人を經濟的にも文化的にも専ら米國に依存せしめんとする、米國統治政策の謀略に歸せられねばならないが、他面に於て、西班牙植民帝國が比律賓統治の手段として羅馬カトリック教を島



民に強制した結果、西班牙治下の三百年間に島民の大部分がカトリック教に改宗し、この傳來の宗教が恰も彼等固有の信仰の如く彼等の一切の生活を根強く支配するに至つた爲に外ならぬ。此のことは、比律賓人を語るに當り最も重要視せられるべき事である。

一九三九年一月一日の國勢調査によれば、フィリッピン住民の宗教別は次のやうになつてゐる。

ローマン・カトリック教	一二、六〇三、三六五人	七八・七六%
アグリバイ教	一、五七三、六〇八人	九・八四%
回教	六七七、九〇三人	四・二四%
異教及び無宗教	六二六、〇〇八人	三・九一%
プロテスタント	三七八、三六一人	二・三六%
佛 教	四七、八五二人	〇・三〇%
神 道	一三、六八一人	〇・〇九%
其 他	六七、一五七人	〇・四二%
不 明	一一、三六八人	〇・〇八%

即ちこの統計によれば、カトリック教、アグリバイ教及び新教を合した基督教徒の總數は、比律賓人口の九割を超え、これに次ぐものは約四%弱の異教徒で、その餘の佛敎、神道等は極めて微々たるものに過ぎないことが分る。この意味に於て「比律賓人は名實共に教國民」といふことは誤りでない。

原始宗教及び異教比律賓人即ち通常教徒以外の比律賓人を、回教徒と異教徒とに分け、これを包括的に非基督教比律

賓とよんで劣等視してゐる。このうち異教徒と呼ばれるのは、主として山間に居住するイフガオ族、ポントツク族等の蠻族で、原始宗教の信奉者を指すのである。

比律賓の最も原始的な宗教はアニズムとよばれる一種の祖先崇拜であつたが、回教の侵入するやその勢は一時燎原の火の如く、スールー群島よりミンダナオ島を席捲して北上したが、これは間もなく西班牙の植民政策によつて阻止されてしまつた。西班牙人は集團的に島民をカトリック教に改宗せしめる手段をとつたが、かくして島内全般に弘通したカトリック教も、一八九八年の比律賓革命戦争の直後、比律賓カトリック教徒の一部が羅馬教會より獨立して別派を樹立するに及んで、分裂を生ずるに至つた。而して最後に登場したのが、米國の比律賓領有に伴ふ新教宣教師の渡來と、新教の傳播であつた。

以上は比律賓の宗教的發達の輪廓であるが、太古に於ける、比律賓人は極めて熱心に祖先の靈を崇拜し、これを祀るにアニトスとよぶ偶像をもつてした。この偶像は木、石、骨、又は鱈魚の齒で作られてゐたが、稀には黄金をもつて作られる場合もあつた。彼等はこの偶像を各自にその家に祠つて、豚や鷲を犠牲として供へた。又時々酋長の家に集つて部落の祭を行つた。彼等は又最高神として、造物主ともいふべき一つの神をもつてゐたが、これをタガログ族は「バタラ」とよび、ビサヤ族は「ラウオン」とよんで、尊崇してゐた。これらの未開人特有の強い信仰は様々なタブーや迷信を伴ふものであつたが、これは現在も尙山間蠻族の心靈信仰のうちに傳承されてゐるのみならず、文化的な謂ゆる「基督教徒比律賓人」の民俗のうちにもその面影を傳へる點が尠くないのである。

回教—回教が始めて比律賓に傳來されたのは、今から五百餘年前のことである。即ち一三八〇年、モルツカ群島からスールー諸島に渡來したマクドムと呼ぶアラビア僧が、これを傳へたといはれる。やがて回教は全スールー諸島に

傳播したが、後シャリフ・モハメッド・カブングスワンは、自ら豫言者マホメットの後裔と稱して、ミンダナオ島を征服し、全島を回教に改宗せしめた。かくて回教徒の北方移動に伴ひ、回教の勢力は漸次マニラ灣にまで及ぶに至つた。しかしながら、やがて比律賓に渡來した西班牙人により、回教の勢力は次第にカトリック教に壓迫され、今日では南部のスール諸島及びミンダナオ島の西南部に居住する六〇萬乃至七〇萬人のモロ族によつて、信奉されてゐるに過ぎない。

回教の比律賓傳來に關して特筆すべきことの一つは、この宗教がアラビア文字を比律賓に傳へ、この群島の文化史上に一新紀元を劃したことである。

回教徒と基督教とは、その教儀と信仰の上から、絶対に相容れないものである。回教を信奉する比律賓のモロ族がカトリック教を信仰する西班牙人と、西班牙の比律賓統治の殆ど全期間を通じて、對立抗争し、米領になつて後も動亂の己まなかつたことは有名な歴史的事實である。

モロ族の習俗は、基督教徒に比して甚だ異なるものがある。腰にクリスを佩びることや、一夫多妻の風は、その最たるものであるが、基督教徒は、ひとり米國人のみならず比律賓人も亦、これを許すべからざる蠻風として、その戒律や教義にまで容喙したため、モロ族は比律賓獨立問題に關しても、これが基督教徒の獨立なることを理由として、一般比律賓人と同一行動をとらず、これに反對してきた。

カトリック教——比律賓に於けるカトリック教の布教は、一五六五年レガスピが始めてセブに上陸したとき、彼と同行した五名のアウグスチヌス派の教團僧に發するといはれる。その後十數年間は何等の發展をみることもなかつたが、一五七一年に至つて最初の教會堂がマニラに建立された。その後一五七五年に漸く一隊のフランキス派僧

が到着したが、次いで一五八一年ジェスイタ派の僧三名が到着した。やがてドミニクス派僧は一五八七年に、レコレクト派僧は一六〇六年に夫々渡來した。一五九四年、たまたま一僧侶よりスペイン王に對して、レイテ、ネグロス、サマール、ミンダナオ、マスバテ等の諸島は、西班牙施政後三十年を経たるに拘らず、宣教師なきため布教上見るべき發展なしとして、布教師の派遣方を進言するものがあつた。西班牙王はこれに基き、益々布教師の派遣に努めた結果、十七世紀の初葉にはその數五百を超えるに至つた。彼等は土着の住民を集めて熱心に教化に従事したが、十八世紀の中葉には、モロ地域、北ルソン、及び山岳地帯を除いては、殆ど全群島に互つてカトリック教の弘通をみるに至つた。これらの宣教師は、自ら土語を習得する一方、西班牙語を土民に教へ、又ローマ字を紹介し、印刷所を設けて教義解説書の出版を行つた。

かくして、一六〇一年ジェスイタ派によりサン・ホセ大學が、一六一九年ドミニクス派によつてサント・トマス大學がマニラに設立されたが、爾來十九世紀の中葉まで比律賓の教育は専ら教會に委せられることとなつた。これらの大學に學ぶ學生は、多くは西班牙人の子弟であつたが比律賓上流階級の子弟も亦入學の自由を許された。

カトリック教は西班牙の植民政策の根幹として、比律賓人に對して普く布教され、その生活、文化、教育等各方面に互つて、徹底的な影響を與へたが、西班牙統治の末期一八九八年には比律賓の人口七、七四五、二〇〇人の中、實に六、五五九、三七〇人はカトリック教信者であつた。

しかしながらカトリック教の普及傳播に伴ひ、その教勢は益々強大となり、僧侶の政治に關係するものが多くなつたことは、當時の情勢としては止むを得ぬことではあつたが、教勢擴張の背後には政治的魔手が動き、政治家は僧侶を買収し又特權を與へて自己の政治手段に利用した。かくて、僧侶は、次第に政治に干渉し、遂にはその權力が西班牙

牙王の勅令をも凌駕するに至り、僧侶はたゞに比律賓群島に於ける宗教上の絶対権のみならず、政治上、商業上に於ては權力を掌握して、横暴に至らざるなき有様となり、その私生活も益々腐敗墮落を極め、今や信仰の威信全く地に落ちるに至つた。嘗ては比律賓人教化の恩人として、その崇敬を集めた僧侶も漸く怨嗟の的となり、遂に一八七二年のカビテの叛亂の導火線として西班牙の比律賓統治の重大なる破綻を招き、僧侶の勢威の失墜と共に西班牙政府没落の原因をなした。西班牙の比律賓統治がカトリック教によつて初まり、カトリック教によつて終末を告げたことは、蓋し運命の皮肉といふべきであらう。

カトリック教は謂はば、西班牙領有時代の遺物であるが比律賓人を「東洋に於ける唯一の基督教國民」たらしめ、その文化的發達に特殊の貢献をなしたことは事實である。米國の統治下に置かれてからも、カトリック教は豫期したほどの影響を蒙らなかつた。米國のプロテスタント教會の宣教師は、敢て既存のカトリック教會に挑戦することなく主としてその努力を北部山岳地方の異教徒の教化に集中し餘力をもつて回教徒の教化に當つた。その後、比律賓のカトリック教會は羅馬法王廳との取極めによつて、米國人をその大僧正と僧正に任命することとなつたが、米國政府が漸次比律賓政治を同國人に委譲する方針をとるに従つて、比律賓僧侶が西班牙人僧侶に代つてその教區を司宰する傾向を生じた。かくて、一九三二年、比律賓人ガブリエル・M・レイエスが始めてセブの大僧正に任命されるに至つた。ゴチアグリバイ教——比律賓にはカトリック教の別派として、アグリバイ派又は比律賓獨立教會とよばれるものがある。これは比律賓人グレゴリオ・アグリバイの創立にかゝるもので、その信奉者は一時四〇〇萬人を算したが、最近の人口調査にすれば近來その數を減じたやうである。

アグリバイは、一八六〇年の出生で、もとカトリック教の僧侶であつたが、比律賓革命の當時、比律賓カトリック

教會の比律賓化運動を起し、羅馬法王から破門された。しかし、革命政府の樹立と共に、大統領アギナルド將軍によつて比律賓軍最高司教に任命された彼は、最後まで革命軍とその行動を共にした。一九〇二年、アグリバイは宗教會議を招請し羅馬法王廳から分離して比律賓獨立教會の樹立を宣言し、自らその大僧正に就任した。

比律賓獨立教會の特色は、何よりも民族主義的であり、國粹主義的な點にある。

その教義に於て多くのカトリック教的な特色を残してはゐるが、アグリバイ派は飽くまでも比律賓人の宗教たることを主眼目とするもので、例へば祈禱に比律賓語を用ひ、又リサールの如き民族的英雄を聖者に列したりしてゐる。この派の教義は一九三〇年漸く獨立の教會とし國際的に承認され、同年米國ユニテリアン教會より比律賓獨立教會に對する親善使節の派遣をみるに至つた。

その翌年アグリバイも亦、その答禮使節を米國へ派遣した。

アグリバイ派の僧侶は要帶を許され、政治に關與することを是認されてゐる。アグリバイの政治的勢力は特にルソン島の北部地方に強大であつたが、彼は一九三五年の大統領選舉に出馬してケソンと勝敗を争つたが、遂に一敗地にまみれてしまつた。一九四〇年、彼は八十歳の高齡をもつて他界した。

新教——比律賓のプロテスタント教は、米國の比律賓領有と共に傳來したものである。

一九〇一年、米國の文官政治が行はれた當初は羅馬カトリック教會以外は土地の所有を禁ぜられるたが、新議會は新たに新教々會に對して不動産の購入と所有を許す法律を制定した。この頃から比律賓に傳來した新教教派はプレスビテリアン、メソヂスト、バプテイスト、組合教會、聖公會、デイサイプルス等の諸派であつたが、既にカトリック三百年の地盤は牢として抜きがたく、依然カトリック教が壓倒的勢力を占めてゐる有様であつた。

従つて、新教の宣教師は主としてその努力をイフガオ、イゴロット、ポントツク等の山地諸族の教化事業に向け、傍ら諸種の社會事業を經營して比律賓の福利増進に相當見るべき成績をあげた。

政教の分離——西班牙統治時代に於ては、西班牙政府は比律賓に於ても國家とカトリック教の二位一體的政策をとつてゐたが、一八九八年十二月十日米國と西班牙の間で調印された巴里條約、同年十二月二十一日の米國大統領マツキンレーの宣言、一九一六年八月二十九日のジョンズ法、更に一九三五年のコンモンウェルス憲法等によつて政教分離が確認され、比律賓の信教の自由が保證されるに至つた。

### 第三節 教 育

沿革——西班牙の植民政策は、基督教の普及と島民のカトリックへの改宗をその根幹とするものであつたが、これに伴つて西班牙領時代の比律賓人教育は、専ら僧侶による基督教義問答、西班牙語による宗教教育であつた。しかしながら、事實上、十九世紀中葉までは、比律賓人の多數は教義及び教義問答教育を授けるに止まり、實質上それは僧侶としての教育を多く出るものではなかつた。

西班牙王は再三勅令を出して、西班牙語の使用と普及を命令したが、その實績には未だみるべきものがなかつた。一八七〇年頃までの比律賓渡來者の記録するところによれば、當時比律賓人にして西班牙語を話し得るものは、稀であつたといふ。

比律賓の教育が本格的な發展を見るに至つたのは、一八五九年ジェスイタ派僧の再渡來以後のことである。一八六六年同派はマニラの近くにアテネオ・ムニシパル (Ateneo Municipal) と稱する學校を設立したが、これに先立つ

一八六三年、西班牙政府は始めて公立學校制度を布告して、比律賓に對する普通教育の基礎を樹立した。それはジェスイタ教を根幹とする廣汎に亙る教育制度で、その内容はジェスイタ派によるマニラ市に於ける師範學校の設立、少くとも一町村毎に公立學校を建て、スペインの文化、國語及び宗教を教授すること、授業料の免除、義務教育制度の確立、教育費の地方政府負擔、學校教師の戸税免除、五年後に教師を校長又は地方貴族たらしめること等の重要事項を含んだものであつた。

その當時(一八六六年)比律賓の小學校數は、一、六七四校と報告されてゐるが、實際に小學校として校舍を有するものは六四一校に過ぎず、又生徒數は男子、一三五、〇〇〇人、女子一二、二六〇人で、男女の間に甚しい懸隔が存在した。しかしながら、西班牙領有の末期には全島の小學校は二、一〇〇校に増加し都會は勿論何れの地方に於ても西班牙語が流布し、遂に西班牙語が比律賓の國語であるかの觀を呈するまでに至つたのである。

西班牙領有時代の中等教育と高等教育も亦、米國の領有に至るまで僧侶及びジェスイタ派教團の手によつて支配されてゐた。元來、一八六三年の公立學校制度樹立以前に於ける比律賓の教育は、専ら特權階級の子弟の教育を目的とするものであつた。即ち西班牙人が比律賓に於て最初に設立した教育機關は、初等教育ではなく高等教育を目的とするサンホセ大學であつた。この大學は後一六一一年に建立されたサント・トマス大學に併合された。

この大學に於て教育を受けたものは、西班牙人と比律賓人上流階級の子弟に限られてゐたが、こゝで養成された比律賓の知識階級が、後年比律賓の文化に及ぼした影響は極めて大なるものがあつた。

一八九八年八月三日、米軍のマニラ占領に次いで九月一日市内の各學校は再開されたが米國は比律賓人の革命的民族主義を合法的民族主義に轉換せしめる焦眉の必要に應ずるため、統治手段として教育を重要視し、ひとり都市に於

てのみならず、軍政下のあらゆる軍の駐屯地に小學校を開設し、教師の不足せるものは軍の士官をもつてこれを補つた。かくて、一八九九年より一九〇〇年に亙る二年間に、十万人以上の兒童が小學校に就學したといはれる。

一九〇〇年に着比した比律賓委員會はマツキンレー大統領の指令により、翌一九〇一年一月學校法を制定した。

この法律はその後幾多の改正をみたが、現在まで比律賓の教育行政の基本をなしてきたもので、教育局の下に公立學校を統轄し、學校區を設置し、教員恩給法を制定し、教科書委員會を任命する外、教授法は自由なるも非宗教的なること、用語は英語とすること、宗教教育は僧侶によつて行はるべきこと、男女共學制なること等、教授訓育上の重要事項を定めた。一九〇三年より翌年に亙つて、地方の情勢が益々教育の普及を必要とするに鑑み、米國政府は教育局長を任命し、視學官及教師を増員し、教授課目制を制定したが、爾來教育制度は漸次整備せらるゝに至つた。

米國の比律賓に於ける教育方針は、公立學校を通じて比律賓人大衆に、初歩的な近代教育を施して、自治參與の能力を涵養せしめると同時に、教育の基調として、又一切の社會生活の手段として英語を習得させ、これを西班牙語に代らしめんとするにあつた。

換言すれば、米國の教育目的は比律賓人に對して米國的な民主主義を鼓吹するにあつたのである。

この方針によつて運営された教育制度の下にあつて、一九〇四年には公立學校に於ける米國人教師數七八七名、比律賓人教師數三、八五四名、小學校數二、二五〇校、中等學校數三五校、公立學校生徒數二二七、六〇〇名、就學率一四%であつたが、一九二四年には小學校數は七、三三六校と二十年間に約三倍以上、公立學校生徒は一一一萬で約五倍、就學率は三七・九一%で約二倍半餘と、それぞれ増大した。更に一九三五年には、公立學校生徒數は一、二九九、〇〇〇名、就學率は三五・六六%となり、就學率に於て稍々減少したが、生徒數は絶對數に於て漸増の傾向を示した。

した。

この數字は勿論、一面に於て米國教育制度の成功を意味するものではあるが、しかも現在も尙六割以上の兒童が全く教育を受けずに放置されてゐることは、特に大衆に對する初等教育を主眼とした米國の教育政策の失敗を物語るものとして、注意すべき點であらう。

教育の現勢——比律賓の教育制度は尋常小學校（四年）、高等小學校（三年）、中等學校（四年）、大學の四段階より成つてゐる。小學校は更に普通小學校、工業、農業及び商業の各小學校に分れ、中等學校には普通中學（ハイ・スクール）の外に、師範、農業、工業、商業、航海の諸校が含まれてゐる。何れも英語を教授用語としてゐる。

大學は米國の制度と等しくカレヂとユニヴァーシティーに分れてゐるが、この種の大學、專門學校は全國で三十餘を算へてゐる。最高學府としては、國立比律賓大學があり、その外に極東大學、マニラ大學、サント・トマス大學、サントタ・イサベラ大學、サント・タ・テレサ大學、ホーリ・ユースト・ナシヨナル大學等多くの公私立大學がある。この中でマニラ、極東、サント・トマス大學は、私立であるがカトリック教會の經營にかゝるサント・トマス大學は前述の如く、その歴史最も古く、西班牙の群島を占領して間もない一六一一年の創立である。

普通教育の中、小學校生徒の就學率は、わが國がほど一〇〇%であるに對して、比律賓のそれは一九三五年に於て僅かに三五・五三%に過ぎなかつた。これは前述した如く、六割以上の兒童が小學校教育をうけずに放置されてゐることを物語るものであるが、これを今日貧しく、無知な小作人と農業労働者の大衆が、七割近くの無教育層として人口の大部分を占めてゐる事實と照應するとき、大衆教育を主唱した米國の教育政策の不成功を意味するものといはねばなるまい。又、比律賓人口の大半を占める農業従事者は、農繁期に於てその學童の通學を休止させて、農事の手傳

をなさしめることが多いために、小學校四箇年の課程は、實際の出席日数からみて三箇年にしか相當しない現状である。その外、イゴロット族、イフガオ族等の如き山間部族に對する教育は困難を極め、彼等に對して一率に英語による小學校教育を與へても殆ど豫期の如き効果を收めることを得なかつた。比律賓國狀の然らしめるところとはいへ、普通教育の普及は今後比律賓の困難なる問題となるであらう。

比律賓に於ては、小學校より大學を通じて男女共學制をとつてゐる。これは米國の制度に倣つたものである。この男女共學によつて比律賓のうけた影響の中、最も顯著なのは女子教育の發達である。

女子教育の機關としては、既に十七世紀に創設されたサンタ・イサベラ大學（一六三二年）サンタ・カタリナ大學（一六九六年）等の西班牙系の古い歴史をもつ女子大學が存在はしてゐたが、全體としては女子教育は極めて未發達の状態にあつた。

しかし、米領となつてから行はれた男女共學制は、女子教育の上に著しい感化を及ぼし、同時に社會的、經濟的に男女平等の思想を普及せしめた。

一九三七年比律賓憲法第五章第一條の規定によつて、女子に對して選舉權を賦與すべきや否やを決する一般投票を行つた際には、有資格投票人たる女子三十萬人の法定數を遙かに突破する四十萬人の女子が賛成投票をした位である。それと共に東洋人たる比律賓人をして輕薄なヤンキイ氣質の所有者たらしめたことも否むことは出来ない。

聯邦政府の樹立後に於ては、大統領ケソンは國家主義的理想に基き比律賓教育制度の根本的改革を意圖し、一九三八年四月二八日の閣議に於て、次の四點を決定發表した。

(一) 小學校を地方政府又はその他の政府機關の所屬より離脱して、中央集權的統制下におくこと。

(二) 高等小學校及び中等學校は中央政府よりの補助なくして地方自治體の自營とすること。

(三) 中央政府は小學校を維持する外、職業學校を經營すること。

(四) 地方又は市政府も若し希望するならば職業學校を設置することを得。

要するに、米國は比律賓領有以來、自治と教育をその統治原理の二大楨桿として、大いに島民の教育に意を用ゐて來たが、その教育方針は結局米國的民主主義における教化と物質文化による啓蒙であつたがために、その結果として比律賓人の得たものは、淺薄な米國的物質文化と東洋人たる自覺の喪失以外の何物でもなかつたのである。

#### 第四節 西・米兩國の文化政策

##### 一、西班牙の文化政策

西班牙の植民政策の指導原理は何よりも植民地の收奪であると共に宗教と不可分一體の密接な關係を有する事を特色とする。

十六世紀前半は、歐羅巴に於て宗教改革運動の最も隆盛を極めた時代で、スペイン王カルロス一世及びフェリペ二世の努力にも拘らず、羅馬カトリック教は新教勃興の勢に押されて衰微の一途を辿つてゐた。これがため羅馬カトリック教會に於ても各種の肅正運動が行はるとことゝなつたが、特に一五三四年西班牙人イグナチウス・ロヨラによつて組織された耶穌會は、歐羅巴に於ける新教傳播阻止に努力すると同時に、海外の新發見地に向つて殉教的狂熱をもつて異人種間の傳道に従事した。

當時羅馬教會の最も熱心な擁護者であつた、西班牙王室は、新たに海外に獲得せる植民地の住民の改宗とカトリック

ク教の海外傳道を目的とするに至つた。

かくて、西班牙人の渡來と共に、比律賓人のカトリック教への改宗は極めて迅速に行はれた。組織的な傳道は、比律賓に最初の西班牙植民地サン・ミゲルを拓いたレガスピーと共に來島したアウガスチヌス派のウルダホダ師に始まるが、次いでフランキスキス派（一五七七年來比）、ジエスイタ派（一五八一年來比）、ドミニクス派（一五八七年來比）、レコレクト派（一六〇六年來比）の宣教師が陸續として渡來して、全比律賓を彼等の布教下においた。さうして比律賓は強制的にカトリックを信仰させられ、大量的に洗禮が行はれた、ために住民の中にはその理由の分らないものが多かつたほどである。従つて、比律賓に於けるカトリック教への改宗は、住民の宗教思想を根底から變へたものではなく、既存の信仰の上にカトリック教の外衣を纏はしめられたに過ぎなかつた。現在に於ても、比律賓の基督教の信仰の中に原始的なアニミズムや偶像崇拜の痕跡を残してゐるのは、この歴史的事由に基く點が必ずしも少くないのである。

かくて、一五九一年には僧侶の數は一四〇名、十七世紀末には四〇〇名であつたが、一八九八年には、アウガスチン派三四六名、フランキスキス派一〇七名、ドミニクス派二三三名、レコレクト派三二七名、ジエスイタ派四二名が來島してゐたといはれる。又、これに對して、比律賓人の改宗者は一五八六年には二五萬人、一七五一年には九〇餘萬人一八六六年には四〇〇萬人、又西班牙統治の終末を告げた一八九八年には約六五六萬人を算へる有様となつた。而して最近一九三九年一月の人口調査によれば、カトリック教徒の數は一二六〇萬餘人で全人口の七八・七六%を占めてゐる。

カトリック教が比律賓人に與へた文化施設は、大體、教育と病院經營に分けることが出来る。

(一) 教育—西班牙の植民政策は、カトリック教の傳道と西班牙語の普及を二大標榜とするものであつたが、西班牙の比律賓領有と共に比律賓人はカトリック教々と比律賓語教育を受けた。初期の間は教會教區が學校を經營して、こゝで教養、西班牙語、讀方、書方、音楽等が教へられた。教團は住民に宗教的戒律を教へ、彼等の教養を高める目的から學校を開設し、子供のうちに西班牙語の讀方と書方を教へ、更に教會へ參詣することを教へ、禮拜歌の唱ひ方、樂器の扱ひ方を教へたといはれる。

しかしながら、これらの學校は何れも宗教教育を目的とするものであつたが、その後、ジエスイタ派によつて、初めて一六〇一年高等教育の機關としてサン・ホセ大學が設立された。この學校は後にサント・トマス大學に併合されたが、これよりジエスイタ派を始めとして各宗派が教育に努力を拂ひ、その經營による大學が多數設立されるに至つた。

これらの高等教育機關は、専ら西班牙人比律賓人上流階級の子弟の教育を目的とするものであつたが後年比律賓の知識階級を構成した分子の養成所となつて、比律賓の文化に甚大な影響を與へた。

今日謂ゆるメステイソ又はヘンテ・イルストラダ（知識階級）と稱される階級が、一般住民大衆と一種の階級的隔たりを作つてゐるのも、かゝる教育制度の影響として見逃すことを得ない事實である。

西班牙語の普及も亦著しいものがあつた。

カトリック宣教師の渡來後やがて群島の經濟的開發が盛んに行はれるようになったが、これに伴ひ比律賓と西班牙本國との往來頻繁となるに従つてスペイン語は加速度的に普及した。

西班牙領時代の末期には、比律賓住民にして西班牙語を話さぬものは殆んどなく、遂にスペイン語が比律賓の國語

の如き觀を呈するまでに至つた。

(二) 病院の經營—西班牙の比律賓征服に最大の障碍となつたのは、病氣による死亡者の多かつたことである。西班牙領有の初期に於ては、二十年間に渡來した一四、〇〇〇人中、一三、〇〇〇人は死亡し、僅かに一、〇〇〇人の生存者を残すやうな有様であつたといはれる。西班牙總督及びカトリック教團は病院施設に多くの努力を拂つて、當時既に三つの病院が設けられたがその二つは西班牙人用、他の一つは比律賓人用に使用されてゐた。その一つは王立病院で西班牙人用にあてられ、三人のフランキス教團員、その經營に當つてゐた。又他の西班牙人用の病院は、リスボンの慈善看護婦會とインドのポルトガル屬領の經營にかかり、寡婦、孤兒、貧民の救恤機關をも兼ねるものであつた。比律賓人用の病院は現存のサン・ファン・ディオス病院の前身であるが、西班牙王の守護下にフランキス教團が管理に當つてゐた。

これらの病院は何れも僧侶によつて管理された。

この外にも宗教的な福利事業が行はれてゐた。例へば、マニラにはサン・アンドレーとサンタ・ポテンシアナの兩孤兒院があつた。

學校と病院の外にも、西班牙宣教師の齎した文化的貢獻は少からぬものがあつた。社會經濟方面では西班牙語の普及の外、音樂舞踊を發達させ、印度から穀類、アメリカからコメの種子を輸入し、藍、コーヒ、甘蔗の栽培を教へ、後年比律賓産業の基礎を作つた。一五九三年にはマニラに於て印刷が始めて僧侶の手によつて行はれたが、やがて比律賓人間に普及するに至つた。又教會で使用する祭祀用具が刺戟となつて、銀細工、その他の美術工藝の技術も傳へられ、壯麗な教會建築も行はれた。

その他刺繡、織物の製法技術も比律賓人間に普及されるに至つた。西班牙統治の三〇〇年に互つて、西班牙文化の感化に浴し、種々なる意味で西班牙人の大なる影響の下に育てられたフィリッピン人が、次第に固有の文化を破壊されこれを衰亡に委し去つたことは、否なむべからざる事實である。その結果、今日彼等の子孫に屬する謂ゆる比律賓がその傳統的精神と文化を見失ひ、中世的羅馬正教文化の教養によつて彼等の民族的特質を形成してゐるも、當然であるといへよう。

西班牙植民政策が、經濟的掠奪主義、極端な中央專制主義、官吏の比律賓人に對する横暴、エンコメンデロの不正通商の制限の諸要因によつて、比律賓人の民族的覺醒を促し遂に西班牙統治の破綻を招くに至つたが、その反面に於てその宗教文化的恩惠施策が、比律賓人の部族意識を稀薄にし、又西班牙語の普及によつて彼等の共同意識を喚起せしめたと同時に、新思想、民族主義思想の移入と相俟つて、西班牙人の民族的覺醒を促し、遂に彼等を革命的民主主義に導入したことは、比律賓に於ける西班牙宗教文化政策の最も重要な意義であるといへよう。

## 二、米國の文化政策

一八九八年、米國が比律賓の領有を決意するに當り、時の大統領マッキンレーは米國の比律賓統治に關して次の如き聲明を行つた。「比律賓は米國の領有するところであるが、それは搾取、目的とするものではなくして、それを開發しその文化を進め、それを教育し、自治に熟練するやう訓練するためである。

これはもし米國人が従はなければ、米國人に委ねられた大きな信頼を裏切ることとなるところの義務である。又彼の後繼者ルーズヴェルト大統領は米國議會に對する第一回の教書の中で「我々の希望するところは、未だ如何なる熱帯人も享受しなかつたところを比律賓人に對して行ふことである。眞に自由なる民族の風に倣ひ、比律賓人を自治に



適應せしめることである」と述べた。

之に依つて見れば、米國の對比統治政策は、帝國主義的基礎の上に置かれたものであつたにも拘らず、表面上は多分に人道主義的利他主義の色彩を以て粉飾されてゐたのである。

米國が比律賓領有の最初に於て直面した問題は、前述の如く如何にして比律賓人の革命的民族主義を合法的民族主義に轉換せしむべきかといふことであつた。

米國は統治手段としての自治制に代るものとして、比律賓人に對する教育の必要を痛感し、軍政下既に到るところの軍の駐屯地に小學校を開設し、士官をしてその教育に當らせた。かくて、一八九九年から一九〇〇年に至る二年間には十萬以上の兒童が小學校に就學したといはれる。

フィリッピンに於ける米國の統治政策は、その最初より自治と教育とを二大支柱とするものであつた。しかも、その歐羅巴の先進植民帝國の教育政策と異るところは、米國の比律賓に於ける教育政策が大衆の教育を目標としたことであつた。これらの歐羅巴先進國は何れもその植民地に於ては、専ら上層階級の高等教育施設を有してはゐたが、一般民衆に對する教育機關を缺いてゐた。これは比律賓に於ける西班牙についても同様であつた。

然るにひとり米國のみが比律賓人大衆に對する初等教育に異常な努力を拂つた事は比律賓民衆が政治指導者により叛亂に誘ひ込まれることを防止するためには、彼等に普通教育を授けることをもつて最良の策と考へたからであつた。米國の比律賓に期待する自治は、言ふまでもなく、米國的な民主主義的自治であつたが故に、それと相關する教育も亦必然に米國的民主主義の鼓吹と讚美以外のものではあり得なかつた。

即ち米國の教育の目的は、一九二六年八月合同教育委員長デーヴィッド・ア・パロウズ博士の報告書にある如く、

フィリッピンに於ける米國の公然たる目的は、同國をして代表的な民主主義國家に發展せしむるにある。

「比律賓の公立學校制度はこの目的達成のための最も有效なる機關である」の言に盡きる。米國のかゝる目的は暫く姑き、米國の領有以來比律賓人大衆が表面的に見れば教育の機會を恵まれ、文化、學術、技術の各方面に於て、多少の發展をしたことは事實である。

前述の如く、比律賓遠征米軍は、來島當初から教育の重要性を認め、「教育事項を軍事事項として取扱ひ、又専ら軍事的手段として教育機關の急速なる擴充」を圖つたほどであつた。

又特にマツキンレー大統領の訓令によつて指示された英語の普及は、米國の制度と目的の認識を可能ならしめ、米比人接近の有力な楔として、彼等の意を注いだところであつた。かくして、一九〇二年には九二六名の米人教師が初等教育のため任命されたが、當時未だ多くの社會的機能が獨立の活動を始めるに至らなかつたため、彼等が果たした役割は極めて重要なものがあつた。

米國統治の初期に於て、兒童を通して比律賓人に、米國精神、衛生思想、社會的奉仕の觀念等を鼓吹したことは、注目に價する事實であつた。

なほ、教育施設の他に、米國が比律賓に於て行つた顯著な業績としては公共衛生施設がある。各町村に於ける淨水設備、病院等は他の植民國に對し、米國がその努力を誇るところである。

之を要するに、米國の比律賓に於ける統治政策は、米國々内に於ける獨立反對論、比律賓放棄論等の根強き反對勢力に抗して、とにかくにも、比律賓の民族的統一を實現せしめ獨立準備政府たる聯邦政府を成立せしめると共に外形的には比律賓人大衆の教育に多少の成果を收めしめることを得たのである。

しかしながら、こゝに實現された自治は、畢竟米國的民主主義を基調とする民族的自治の模倣に過ぎず、これと相関する教育が本質的に米國的民主主義を指導原理とするものであつたことは、敢て言を俟たない。

又米國の統治政策の基調は、その最もよき意味に於ても、比律賓人を「開發し、教育し、訓練」して「自治に適應せしめ」んとすること、その本質に於て自己の優越感と他に對する憐愍以外の何物でもなかつたのである。

米國はその恣意と專斷に基いて、既にスペイン支配の三百年間に歪曲された、比律賓人の民族的精神と傳統に一顧をも拂ふことなくして、彼自身の民族的理想を彼等に強制したのである。

しかも、米國帝國主義は、一方に於て比律賓獨立のための自治教育を標榜しつつ、他方に於て比律賓經濟を米國經濟の支配下に置き、その全面的從屬を圖りつゝあつたのである。

かくて、比律賓人は、一度對西班牙獨立戰爭に於て把握した彼等自身の民族主義を、米國的民主主義により合理化された民族的自治に拘り替へられ、その好むと好まざるに拘らず、アメリカニズムと異質的な米國文化の影響下に立たざるを得なくなつた。

たとへ、一時的にせよ、比律賓人がその傳統を見失ひ、東洋人にして東洋人に非ず、米國人にして米國人に非ざる謂ゆる「褐色の米國人」として變態的性格を形成したことは、米國文化政策の功罪として論ずるよりは、むしろその背後にある米國的世界觀の問題として論ずることが至當であらう。

昭和十九年十一月十五日 印刷  
昭和十九年十一月二十日 發行  
〔初版貳百部〕

比律賓總覽



出版會承認  
5 270153

編輯者	南方政治經濟研究所
發行者	大沼正吉 東京都赤坂區溜池町四番地 日本出版會々員番號第30020號
印刷者	櫻井忠三郎 東京都芝區新橋三ノ三(東京製本)
發行所	株式會社 學社 東京都赤坂區溜池町四番地 電話赤坂(48)〇七二六番 振替口座東京七二五二二番
發賣所	發明公報協會 東京都赤坂區溜池町五番地 電話赤坂(48)三三三三番 振替口座東京一五六一八番 日本出版會 第三〇〇四〇號
郵給元	日本出版配給株式會社 東京都神田區淡路町二ノ九

(八紘印刷株式會社・大島製本所)

KI 4D-38

終